

廣告

●發行主意書

文化ノ發達ハ出版物ノ盛衰ヲ以テ之ヲトスルヲ得ヘシ今ヤ其極盛ニ達シ文學技術法律ノ類ヨリ凡ソ宇宙間ノ事物之ヲ言ヒ顯サハルナキニ至レリ然レモ獨リ獄事ニ關スル書冊中囚人ノ心性ヲ矯正スルニ適當ナル書籍雜誌ノ刊行ナキハ識者ノ以テ遺憾トスルトコナリ故ニ今般余等諸大家ノ贊助ヲ得テ教誨新報ト題スル修身の新誌ヲ刊行シ囚人ノ心性改良ニ須要ナル事項ヲ網羅シ以テ感化上最良ノ機關トナリ之カ指示者タル任務ヲ盡シ獄事改良上ニ聊カ裨益ヲ與ヘントス冀クハ諸士左ノ各項ヲ御熱覽之上御贊成ノ榮ヲ賜ハラシゴトヲ伏テ望ム

教誨新報 ハ專ラ道德の事項ヲ掲ケ教誨ノ効果ヲ全クシ併セテ檢束上尤モ弊害アル雜誌ヲ遮斷スルノ便益ニ供ス

教誨新報 ハ全國集治監假留監地方監獄ニ於テ免幽閉特赦假出獄ヲ許サレタル者亦賞表ヲ受ケタル囚人ノ犯情刑名刑期姓名平素ノ行狀等其感化上必要ナル事項ヲ掲載ス

教誨新報 ハ各監獄教誨師及ヒ有名ナル僧侶ノ法話ヲ掲載ス

教誨新報 ハ忠臣孝子ノ傳記ヲ掲載ス

教誨新報 ハ修身學ノ講義ヲ掲載ス

教誨新報 ハ囚人ニ必要ナル政府ノ法令并ニ之カ解釋ヲ掲載ス

教誨新報 ハ毎月二回刊行ス一枚ノ代金壹錢トス

追白當府監獄署ハ已ニ贊成ヲ得就テハ發行ノ都合モ有之ニ付御贊成ノ可否ヲ來ル五月十五日迄ニ御報道相成度依テ郵券相添ヘ此段御依頼仕候

尙亦本紙掲載ニ差支ナキモノト御認メノ文章及世人ノ龜鑑トナルヘキ必要ノ事項ハ特ニ御寄書相成度併テ奉願上候

發企人 福田熊太郎 全 川口保 全 島英行

大阪市東區石町一丁目五番邸
大日本教誨新報創立假事務所

●警察監獄學會出版物廣告

伯爵井上內務大臣閣下題字

司 法 次 官 清 浦 奎 吾 君 序 文

神 奈 川 縣 知 事 中 野 健 明 君 序 文

靜 岡 縣 知 事 小 松 原 英 太 郎 君 序 文

神 奈 川 縣 典 獄 小 河 滋 次 郎 君 編 著

內務省警保局長 小野田元熙君序文

帝國大學法科大學長 穗積 陳重君序文

教授 法學博士 兼 內務省土木局長 都筑 馨六君序文

參事 官文文學士 兼 內務省參事官文學士 久米 金彌君序文

監 獄 學 全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)



司法次官清浦奎吾君序文 內務省儲獄務顧問故フラン、ゼー、パツハ君序文
東京集治監典獄石澤謹吾君序文 內務書記官文學士久米金彌君序文
前宮城集治監典獄八木秀太郎君跋 神奈川縣典獄小河滋次郎君編著

日本監獄法講義

完

靜岡縣知事小松原英太郎君演述

監獄費國庫支辨論

完

司法次官清浦奎吾君序文
宇川盛三郎君序文
神奈川縣典獄小河滋次郎君反譯

獨逸監獄管理法

完

靜岡縣知事小松原英太郎君序文
內務參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文
內務書記官文學士久米金彌君序文
神奈川縣典獄小河滋次郎君著

看守必携獄務提要

完

靜岡縣知事小松原英太郎君題字
宮城縣典獄山崎義徳君序文
前宮城集治監典獄八木秀太郎君序文
宮城集治監教諭藤吉智教君著

監内揭示條目辯解

全

監獄雜誌 第6卷 第5号 115頁

監獄雜誌第六卷第五號

論 說

●監獄官會議に就て

我國監獄に關する會議の發端は遠く明治十七年の頃關西地方に典獄聯合會なるものを開き爾來相續き地を替へ二三の會合あり時恰も全年十二月内務省に全國の典獄を召集せられ獄務諮問會なるものを開設せられたり是れ實に地方及び中央に於ける監獄官會議の濫觴なりとす此時に當り典獄各位は監獄官會議を以て將來大に獄治に裨益あるものとし爾後兩三年間は續々各地に獄務聯合會の開設ありしも明治二十一年の頃に至り頓に退却の傾向あり前日盛大なりし監獄官會議は殆んど將に中絶の姿となれり惟ふに當時何等の事情ありて斯くも一時に中廢するに至りたるかは予輩今より之を想像するを得ずと雖も兎に角全國典獄を主務省に召集し諮問會を開きたるは唯嚮きの一回のみにして是れ又中廢の姿に立ち至りたるは予輩監獄改良前途の爲め轉た杞憂に堪へざりき、然るに明治二十二年に至り時の内務大臣山縣伯歐洲觀光の上、宇瀨西國上等司獄官フオン、ゼーバッハ氏を備聘し來られ獄務顧問とし獄事改良に銳意熱心せられ之れか第一着歩として東京集治監内に監獄官練習所なるものを開設し其第一回に於て全國典獄を召集せしめられたり而して當時各典獄は練習の傍ら獄治に關する當局有司の諮問に答へ及び獄治に關する學理及び實際上の利害得

失を論究するの目的を以て一週二回の割を以て獄務協議會なるものを開き斯道を利益すること多かりき、當時監獄官會議の有益なるを得せられたりと見へ引續き東西各地に典獄聯合會なるものゝ開設を見るに至り主務省に於ても廿五、廿六の兩年中全國各典獄を召集せらるゝ等至茲監獄官會議の益々有益なるを確認せられたりと云ふも誣言にあらざるか如し（此間主務省に在つても監獄評議委員會なるものゝ組織ありて監獄行政に關し重大なる事件及び審議討究を要することあるとき開議すべきことゝし兩三回迄開會ありたるやに聞く然れ共今尙ほ繼續組織の存するものにや予輩の知る所にあらず）

之を要するに斯の如く有益なる會議の各地に開設せらるゝの運に至りし所以のもの當局各位の斯道に熱心の致す所にして予輩は愈々益々此會議の盛大にして且永遠に繼續せんことを希望に堪へざるなり

前頗の如く監獄に關する會議の續出するは斯道の爲め慶賀すへき限りなりと雖も昨今監獄官吏會同會の然かも同時又は相前後し東西各地に開設せらるゝに至りては予輩は少しく彼所謂流行に奔注するの結果にあらざるなきやを疑はざるを得ざるものあり現に本月十五日より鹿兒島縣に於て昨年宮崎縣に於ける會議を繼續せられ九州沖繩縣典獄聯合會の開會あり又五月廿七日より靜岡縣に於て東北地方典獄協議會を開かれ昨年宮城縣に開設せられたる會議則を實行せらるゝと云ひ、七月中には富山縣に中國地方典獄聯合會を開き昨年廣島に在りたる會議に接續せらるゝと聞く右の如く頗に各地方に於て典獄各位の協議會の起るは實に我邦獄事の爲め大に祝すへきことにして予輩は益々之を獎勵するに吝ならずと雖も協議會決議事項にして往々實行に踟躕するか如き地方あるは予輩の從來實見する所にして余輩の協議會其ものに慊然たらざる感なきを得ず是れ典獄各位の最も注意を請はざるべからざる者なりとす、其他昨今に於ける獄事關係者の會同の擧あり及び計畫ありし地方を列記せば嚮きに京都府に於て全國監獄醫の大會あり時恰も春陽駘蕩の季節殊に彼の熱鬧を極むる第四回勸業博覽會開始の機に際し不快なる世評を招くに至りたるは余輩同會の爲め惜まざるを得ず又同時に京都府に於て教誨師の會同あるべき計畫なりしも斯は其筋の注意に依れるか兎に角見合せとなりたるやに聞く然るに之れに引續き福島縣に監獄醫會埼玉縣に教誨師會同會を開かるべき筈なりしやも其筋の訓諭に係り當分見合せとなりたる由余輩は元來典獄聯合會と云ひ其他監獄關係官吏の會同會と云ひ素より斯道を裨益する上に於て尠からざる効益あるを知るものにして右等の諸會合は之を賛成するに躊躇せずと雖も今回主務省に於て監獄醫會及び教誨師の會合を見合すへき訓諭を發せられたるを果して信なりとせば其之に對する方針の何れに存するや予輩得て之を知らずと雖も要するに醫師及び教誨師の如きは共に監獄に緊要事務に従事するものにして殆んど他人を以て換ふ能はざるの性質を有し且つ其定員の如きは常に裕かなるにあらず一監各二三人に過ぎざる實現にして然かも此向暑の候に際し彼の恐るへき傳染病の各地に發芽するか如き今日醫務多端なる折柄と云ひ又教誨師たるものゝ職務上より之を云へば凡ら教誨の要素たるや被教誨者をして充分教誨の事項に信を置かしめざるべからざるは勿論又其信をして愈々厚からしめんには滔々江河の流るゝか如く常に間斷なく教誨を繼續せざるべからざる性質を有するものなれば主務省に於ても監獄醫及教誨師の遠く其就職の地を離るゝか如きは殆んど絶無ならざるべからず、然るに一は監獄衛生を忽諸すべからざる時に際し他は右等の事情あるにも拘はらず遠く職

務の地を離れ會議參席するか如きは利害相償はす他日臍を噛むの悔を遺さざらんことを顧慮せられたるにあらざるなきや果して如斯事實なりとせば絶對的に此諸會合を禁せられたるにあらざるは勿論にして唯其時季の許すべからざるに過ぎざれば他日機を見て此舉を實行せられんこと素より將に支障あらざるべしと信す

又一步を進めて論すれば余輩か風説とし仄かに聞く所に由れば本年よりは何れの典獄聯合會にも其筋よりは官吏を派遣し臨場せしめざることに内定せられたりと斯は素より風説に過ぎずして眞偽は予輩の知る所にあらずと雖も若し果して斯る説のありとせば予輩は之を以て遺憾となす而して方針のある所は果して如何なる點にあるやば之を知るに由なしと雖も從來の經歷に依り爾かく典獄協議會の利益を認められざるに職由するか將た之を重要視せられざるが何れにせよ典獄協議會其もの爲め惜まざるを得ず否雷に協議會の爲め遺憾なるのみならず監獄改良前途の爲め杞憂に堪へざるなり然りと雖も又退て之を考察すれば從來の典獄協議會を以て彼の中興以前の万国監獄會議と同一視せられたるにあらざるなき乎、語を替へて之を云へば従前の會議の理論に奔馳したるものと認められたるにあらざるなき乎余輩は之れか判断に苦まざるを得ず乍併主務大臣、素より絶對的に之を否認するものにあらざるべければ今日以後各地の典獄協議會は愈々益々氣焰を吐き實務に適切なる問題を議了し着々之を實地に施行し實蹟を挙げ今日主務省より冷視せられたる典獄協議會其もの名譽を回復し奏功を他日に卜せんこと今後の典獄協議會の責任なれ義務なれ參列典獄各位夫れ之を努めよ

● 東北地方典獄協議會紀要

(承前)

快 哉 生

三十七、科程進級方法を一定しては如何

(山形縣提出)

役因に科すべき作業の科程は各囚の體力に應じ賦課宜しきを期し偏重偏輕の嫌ひなからしめざるべからざること勿論及び其科程の進級方法に就ても當局者たるもの充分慎重なる注意を加へ失出入なきを要す若し科程の賦課宜きを得ず進級の方法一定せざるあらんか作業の性質に悖戻し獎勵の途立たざるのみならず甲は体力以外の科程を課せられ拮据盡瘁日も尙足らざるにも拘はらず其科程を畢へざるを名とし督責叱咤せられては却て又体力に達せざる科程の賦課に依り悠々自適猶ほ科程外工錢の給與に與かる等右甲乙の間身体及び精神上苦痛の度果して如何、是れ畢竟科程賦課の失當なると進級方法の一定せざる罪に依らざるはなし、最も科程の標準とし云へば豫め内務大臣の認可を経たるは勿論なりと雖も賦當及進級方法の畫一ならざるは偶々以て認可の標準を上下するか如き結果を見るに至り作業の進歩を妨害するに至るの虞れなき能はざるなり、予輩か從來經驗する所に依れば科程進級法に付一定の標準なき地方に在つては只管作業當局者の方寸に任し製品の精粗複雑なる其上に加ふるに成功高又常に一定ならざるが如き惡結果を見るの傾向なきにあらざるか如し、本問題又此主旨に出てしか如く結局各地方に於て其方法を査定し後會に提出討議することゝなれり、終りに臨み予輩は各地方の作業當局者に望むらく科程の進級にして考覈宜しきを得す一旦進級せしめたる科程にして常に之を畢ふる能はざるものに對しての處遇法及び是等の者に對する善後策は果して如何に之を處すべきやを併せて審査し提出せられんことを

三十八、書記看守長は毎府縣の在監人員に應じ定員を設けられんことを主務省に上申しては如何
 本題は栃木縣典獄に依て議場に紹介せられ提出甲斐典獄の原案説明説滔々説き盡して殆んど餘蘊なし要するに監獄官吏の員數は常に在監人と相伴ふものにして他一般の行政官吏の如く土地の状況と民情の如何に依て其人員に差異を生すべきものにあらざるにも拘はらず現今の監獄官吏の人員は果して何に依て之を定められたるやと云ふに唯、各府縣知事の上申に依て内務大臣が是に認可を與へられたるに過ぎざるか如し去れば其認可せられたる各府縣知事區々の上申は果して能く在監人の員數と平衡を得たる乎と云ふに大に然らざるものゝ如し故に其筋に於て在監人員に應じ定員を設けられんことを請ふと云ふにあり、予輩は本問題に就ては大に同情を表せるものにして舊司獄官設置程度は明かに其標準を在監人の員數に採り加之ならず現時に在つても書記看守長を除きたる以外の監獄官吏の定員は常に其率在在監人員に採りたることは將に掩ふへからざるの事實にして監獄事務の繁閑は繫て在監囚員の多寡に依らざるはなし抑も事務の舉否如何は亦其當該者の能不能にありと云ふと雖も刻下監獄事業の前途多望の時に際し監獄官吏定員の必要を説くは亦實に焦眉の急と云ふべし然るにも拘はらず其定員を區々ならしめ統一したる獄治を擧げんとするか如きは猶綠樹雷魚の類にあらざるか、予輩は只管本題定員令の發布を希望するものなり、而して本題は會同各位の容るゝ所なりと雖も神奈川縣典獄の各府縣廳との間に協議流用するの餘地あるものなれば今日強て定員令の發布を望むの要なしとの注意説出で結局上申を要せざるものと決せられたり予輩を以て之を見れば是實に荷息説にして當局者自から監獄事業の價値を卑下する者と云ふへきなり故に予輩ハ右の決議に拘はらず定員令説を主張するものなり讀者以て如何となす

三十九、女監取締の設置程度を改正し在監婦女十人以下二人以上十五人を増す毎に一人を置くことに上申しては如何

本題は女監取締定員令實施に先たち其改正を上申するにありと雖も元來事物の廢設改易は充分の調査を遂げ充分の經驗を経たる上にあらざれば能はざること勿論なるにも拘はらずまた新令を實施するに至らず之を提議するか如きは予輩得て賛成する能はざるなり主務省又之を容れられざること當然なりとす即本會に於て原案可決せしと雖も新令實施後また著しく改正を認むるに至らざるか如し呵々

四十、行狀表工錢一日の平均は科定工錢を掲ぐへき旨警保局長より通牒ありしも取扱上不便に付稼高の平均を掲ぐることに改められんことを主務省へ上申しては如何

本問は理論上最も然るべき議題なりとす然れども若し之を議題の如く各監同一に實行し得るかと云ふに予輩は其容易の業にあらざるを以て其勵行は之を危むむ否な危むのみならず殆んど之を實行し能はざる事なりと信す即ち一期間に對する工錢一日の平均とし云へば稼高を就役延日數にて除したるものに相違なかるべしと雖も此一期間に在つては再三其業を轉するものあり休役免役者あり稼高即ち工錢高の一定ならざるか如く延日數又一定せず錯雜區々到底實行は徒文に終らんとす、然れば連予輩又警保局長の通牒の如く科定工錢を掲ぐべしとの説は之を賛成する能はざるなり何となれば科定工錢とし云へば果して其期中の何時の科定工錢を掲ぐへきや開始の科定工錢不可なり亦終了日の科定は不可なるべし何れも平均工錢にあらざ

ればなり、今日の當事者果して何れを取り何を掲げつゝあるか予輩は肯綮を得るの判断に苦しむものなり乍併冒頭に言ひ顯はせし如く工錢一日の平均となる掲題より之を見れば予輩本會決議の原案説を賛成するの外あらざるなり當局者以て如何と爲す

四十一、在監人より官吏に對する稱呼は監獄毎に之を一定しては如何

決、原案の通

四十二、在監人に對する稱呼を各地均一にしては如何

決、各監毎に適宜一定すべきものとす

右二題に所謂官吏に對する及び官吏より在監人に對する稱呼の區々なるは體面上甚た宜しからすと云ふと雖も全國又は數府縣を通して均一にすべしとは到底望むべからざるの事實にして要するに適當の稱呼語を撰び各監之を内定して可なりとす然れども貴様キヤム(官吏より囚人に對し)旦那ダンナ(囚人より官吏に對し)等の下等俗詞は可成之を用ゐしめざらんことを希望す

四十三、拘留の刑に處せられたる者は入監のとき直に其刑を執行するも差支なきや

本題は栃木縣典獄に依て提出せられ違警罪即決例に依り拘留の刑に處せられたる者と雖も正式裁判請求期間内(三日或は五日間)は拘置監に留め置くべきものとす然るに近來其期間を俟たず直に執行方本人の願書と共に警察署より送付し來るものあり稍々疑義あり如何と云ふにありし、而して出張官(真木内務屬の説明あり結局宮城縣知事に委託し其筋へ伺出つることに協議決定せられたり而して經伺の結果として如何に

指令せられたるや予輩また之を知るを得ずと雖も予輩を以て之を見れば、刑は裁判確定後ならざれば之を執行し得ざることは治罪の大原則にして違警罪拘留の刑均しく刑罰たるに相違なければ即決例に依り言渡されたる拘留の刑と雖も正式裁判請求期間中は尙之を執行し能はざるや素より明かにして敢て疑の存すへきなしと雖も正式裁判請求と否やは素と受刑者の權能にして本人か其權能を拋棄せば夫れ迄なり正式裁判請求期間と雖も本人か即決言渡に服する以上は其願意を聞届け直ちに拘留刑を執行するに何等の不可なきなり亦た即決例第十條第十三條の明文に依るも留置の日數は科料の金額に算入し及び拘留の刑期に算入すべきことを規定せられたるに依て之を見るも本人の承諾さへ是れあらば承諾は以て拘留の言渡を確定せしめたるものと云ふも決して不可あらざるなり又拘留刑なるものは元來刑罰中の最輕刑にして定役なく只其刑期間留置場に拘留するに過ぎざるものなれば未決中の留置と拘留刑とは殆んど其間に軒輊あらざるか如し故に本題は深く之を研究するの價値あらざるべしと思考す况んや即決例第十條の但書は刑期五日内なる時は留置日數各其刑期に過くることが得ずと規定し留置を以て拘留刑に代用するの精神たるに於てをや是れ其受刑者の利益を謀ると雖も要するに留置を以て拘留刑執行に代用したる所以に外ならざるなり、故に予輩は本人の承諾あれば勿論入監直ちに執行するものと見るも敢て差支なかるべしと確信せり世の識者以て如何と爲す

四十四、身分帳は初犯の分を再犯に用ゐては如何

本問は福島縣典獄の提題に係り原案可決せられ一應は至極便利なるか如しと雖も全然之を再用すると云ふ

に至つては予輩は法の精神にあらざるべしと信す何となれば初犯の分は前犯刑の執行済に依て以て一旦終結を告ぐるものなれば再犯のとき初犯の分を参照するは格別之を其儘再用すると云ふか如きは錯綜極りなく到底之を實地に採用する能はざるなり故に本決議は予輩之を賛成する能はざるなり

四十五、授業者の服は羽織袴又は洋服と一定しては如何

授業者は作業上の教師として役囚に授業を掌るものなれば其役囚との間の關係は常に師傅と子弟との間柄に於ける如くならざるべからず然り而して凡う人の師傅となり學術工藝上の事を教授する任にある者は常に其品格を保ち他の尊敬を享受する丈に言語を正ふし服裝をして端嚴ならしめざるべからざるは勿論にして授業中の役囚に對する關係は又常に如斯ならざるべからざるの必要あり是れ授業者制服論の起る所以にして本題に對し何人か異議のあるべき筈あらんや則ち原案に決し其服裝は羽織袴又は洋服と一定せられたりとも余輩は一步を進めて此決議の羽織袴なる文字を削除せられんことを希望す一体羽織袴とし云へば通常禮裝に相違之れなしと雖も複雑多端なる作業の各工場に在つて常に着袴するか如きは却て授業者其人の職任を盡す上に於て大に不便を感じる場合あるのみならず彼の濶袖着袴は在監人に接する上に於て体裁却て妙にして運動又不便たるを免れず故に授業者の服裝は可成洋服に一定せられんことを望む而して各監に於て相當の服制を定め可成監署より給與若くは貸與するの制に改められんことを望む斯は少しく問題外なるか如しと雖も彼れ薄俸なる授業者に洋服一定の服制を望む到底之を支辨するの難事たるものありて存す當局者幸に賢察を垂れられたし

四十六、携帶乳兒に間食物の差入を許しては如何

決 間食物の差入は之を許さざるものとす、但教育及身体發育上に必要ある玩弄物の類にして取締上差支なきものは之を許すことあるべし

間食物とし云へば定食以外の飲食物を指すものにして定食以外に食物の差入は懲治人及其他の在監人と同様之を許すべきものにあらざるは勿論なり况んや携帶乳兒は其母の哺乳を享くるを以て本則とするに於てをや本題は事理明晰疑ひなしと雖も玩具は之を許すことあるべしとの神奈川縣典獄(小河氏)の動議説出て全會一致の意見を以て之を可決せられたり是れ一應正當なるか如しと雖も許否採擇上に充分の注意を加へられんことを望む

四十七、刑事被告人の運動時間は十分以上にしては如何

本題は原案に可決せしと雖も元來刑事被告人の運動時間は一時間以内との規定のみにして其最下限を一定するにあるか如しと雖も是れ殆んど無要なるか如し余輩の見解を以てすれば一時間以内とある規定に對し最下限を十分間とするは短きに失するか如し亦た運動を許すとの精神よりするも終日鉄窓の裡に沈淪し自己の被告事件其他の爲めに日々懊惱苦悶するものに在つては僅々十分間の運動短に失するを免かれず加之ならず被告人の多少及び運動場構造の如何に係り之を一定する能はざる等の事由是れなり到底一定を謀ること能はざるべし故に予輩は一時間以内に於て適宜説に賛成するものなり

●監獄行政の獨立に就て

杞憂生投

監獄は國家の生存上必要の爲め國家自からの冊定したる法律命令に悖戾する所爲なるものに對し國權を以て之を監禁し及び刑罰を執行するの場所たること素より將に疑を容れざる所なりとす、然らば即ち彼の地方自治に直接の關係を有する警察事務及び教育衛生事務等とは全然殊別せざるべからざるの性質を有す、然るに之を實際に鑑み從來の經歷に徴するに遺憾なから常に其神髓を得ざるもの多きか如し开は何と云は今日府縣監獄費の地方税支辨たるの結果地方行政事務と殆んど同一視せられ所謂他の事情の爲めに相掣肘せられ監獄の目的を達する上に於て妨碍因たるなき能はざるは平素予輩の遺憾とする所なり府縣監獄費國庫支辨となすの必要亦た是等の點に存するか如しと雖も獨り費用の地方税支辨たるの故のみならず從來の慣習上因襲の久しき地方的感情の爲め掣せらるゝこと多く所謂彼の地方的感情の爲め典獄を交迭せらるゝか如きことはなき平而して其影響一層深く監獄當局者の頭腦に侵襲せるに似たり如斯して而して能く監獄行政の獨立を期すべけんや至茲監獄の改良得て期すべからざるなり、彼の警察衛生教育事務の如きは殆んど全く地方行政に屬するものにして監獄行政とは同視すべきものにあらざるは勿論以上三行政事務は將來却て地方の自治團體に全任すべきことに至るべしと雖も監獄行政は之に反し漸次其改良に伴ふて地方行政事務とは全然相背離し遂行せざるべからざるの必要あり、目下の事情大に然らずして動もすれば世の風潮の爲めに動搖せらるゝの傾向あり、如何に明典獄の之を料理するありと雖も能く其獨立の体面を保ち監獄の本旨を達するものは殆んど稀なり以上の弊害たるや將來監獄改良事業の上に妨害を與ふること却て費用の地方税たるの結果より大なるものあらんとす予輩は斯道の爲め轉々犯憂に堪へざるものあり、之を要するに監獄行政事務は國家固有の事務として常に中央に集權掌握すべきものにして他の地方行政事務とは全く相分離せざるべからざるの必要あり之を分離し獨立ならしめんには劈頭第一監獄の地位官職をして彼の裁判官の如く終身官たらしめ夫れより以下の監獄官吏に在つても同様特別の伎倆を要するものとし其待遇を厚くし其位地を鞏固ならしめんこと目下の肝要事として予輩は疑を容れざるなり當局有司幸に諒せられんことを望む

歐米監獄要錄

左の一編は小河滋次郎氏より久米内務參事官へ贈られたる書東にして斯道緊切の記事あるを以て久米氏の許諾を得て本欄に掲載せり 記者識

拜啓師台益々御清榮奉恭賀候次て小生事船中至極無事健康も大に佳乍憚御安心被下度出帆以來最早二十日間にも相成り船に馴れて家の如く相覺へ申候世の中の事知らぬほど氣樂なものは無之船中は頓と仙境の如く可有之申候

(中略)別紙は船中無聊之餘り御慰にもと存し起艸致候御笑覽被下度候尤も場合に依りては世に公にせられ候ても不苦候御多用中には有之候得共何卒御書面之御惠贈奉仰候敬具

新嘉波より「コロンボ」に至る
印度洋の船中にて

四月十一日

久米先生待史

小河生拜

香港監獄視察の景况は概略前便に於て申上候通りに有之候處尙ほ二三書き洩し候廉此に補述仕候間々前便と重複する事項も可有之候へども筆法の異なる所丈

けにても多少の御慰みに相成り可申尤もなるべく重
 複せぬ様注意可致候香港監獄に於ける分房の制度は
 殆んど唯だ形ばかりの施行と云ふも不可なく決して
 近世分房制度の旨義を解し得たるものとは云ふべか
 らず、吏員の數を省くは監獄經濟の要訣にして此の
 事業の改良進歩すると共に我國に於ても早晚大に吏
 員淘汰を斷行するの機會も可有之候へどもさりどて
 十分監獄の目的を達し活機妙用の働らきを全ふせん
 が爲めには必要の吏員は假令ひ經濟上の困難ありと
 云ふと雖も監獄の存する限り、一の目的を以て存在
 する限りは必要吏員の頭數は必らず之を具備せざる
 べからず吏員も亦た監獄なる一の活物体を組織する
 の一要素、最も必要なる部分を占むる所の機關に
 して此の要素此の機關、適當なる數と敏活なる能力
 とを有する此の機關を充實するにあらざれば監獄な
 るもの途に得て完全に存在すべきにあらず監獄の構
 造事實整備せるの故を以て漫に必要の吏員を省略し
 且つ完全の能力を具備せざる人物を使用するが如き
 は殆んど監獄の何物たるを無視せるものと謂ふべく
 這般の監獄、知者の眼には唯だ一の罪人繫留所とよ
 り見るの外なく縱令ひ分房制を施行するの形ちあり

といへども看來れば唯だ是れ動物園的に人類を檻別
 しあるのみと評下し去るの他なし香港監獄の如きは
 則ち實に此の種のものに屬するなきを得んや吏員と
 稱するもの典獄の外唯だ僅かに一人宛の書記看守長
 とあるに過ぎず人物の適否は姑らく之を論ずるを寛
 恕せんも此の少數吏員を以て如何んう能く完全に適
 實に五百名内外の多數活物を教養管理することを得
 へき現んや此の活物なるもの皆是れ甚しく言語、風
 俗、慣習、性情等すべて社會的人類生存の必要事能
 を異にするの種族にして之を教養管理する典獄書記
 及び看守長、一人として能く其の言語にすら通する
 ものなきに於てをや精神的教養を施さんこと固とよ
 り思ひも寄らず責めては日常必要の起臥諸般の用を
 完全に達せしめ得べきかと尋ぬるに是れすらまたす
 でに完全なる能はず其の結果は則ち知らずして犯則
 に觸れて責罰せられ痛苦あるも適當に治療を請ふ能
 はざるの不幸を免かれず殊に拘禁在監人の殆んど七
 分通りを占むる多數支那人の如き最も其の憐れむの
 甚しきものなりと謂はざるを得ず獨り典獄以下責任
 ある官僚の支那語に通ずるものあらざるのみならず
 直接看守する所の吏員中また一人の支那人少くも一

人の支那語を解するものあるを見ず(譯官としては
 僅かに一人の事務所詰備支那人あるに過ぎず)殘忍
 酷薄實に此に至て極まれりと謂ふべきなり、看守は
 西洋人と印度人と殆んど半々なり故に在監印度人
 (少數なからも)に對しては格別の不便を感せしめざ
 ることを得べし西洋人の在監せるもの、如きは予輩
 の眼より見れば寧ろ不公平に寛待し過ぎるまでに管
 束するもの、如く日曜には説教を聽聞し衣食の供給
 亦た頗る優長に書見自由にして時としてはまた喫
 煙すら許容せらるゝことありと云ふ其の一人として
 在監人らしき憂鬱枯槁の形容を現はせしものなきは
 偶然にあらざ予輩固とより其の健康を保全するに必
 要なる衣食を薄からしめよと云ふにあらす然かも等
 しく同一法治權の下にある民族を處遇するに一は重
 きこと此の如く一は輕きこと彼れの如くなる不公平
 あるは苟くも「コンモンセンス」あるもの誰れか其非
 を責めざるものあらんや現んや近世監獄學の知識を
 以て之を見るしかも假りにも文明國の監獄として之
 を視察す誰れか大に鼓を鳴らして其無法不條理の甚
 しきを酷責せざるを得んや予れ今緣ありて此を過
 ざる國敵と雖も予れ豈に支那民族の爲めに救世者た

るを期せざるを得んや之れに就き他は姑らく擱き差
 當り今日、我國に取りて大に研究を要すへきこと
 ありと云ふは他にあらす我國も亦た早晚、支那に
 幾何の版圖を有することなか、英國の支那に於け
 る今日の比の如くにあらざるべく隨て我が法治權の
 下に管理する監獄も亦た少くも十數は之を有するに
 至るべきを以て此際に當り我國も亦た英國の香港監
 獄に於ける今日の如き轍を踏まざるやふ早く既に此
 に考慮する所なくんばあるべからず此に吏僚たらし
 むるものは少くも支那語學を解するの能力あるを要
 するは勿論にして尙ほ進んで希はくは監獄學の知識
 をも具有するの人ならしめんこと望ましく之れに適
 當の人物を得んには須らく今日の我が司獄吏を養成
 せんこと最も然るべしと信ず看守の人物の如きも亦
 た少くも半數以上は本邦人を以て之れに充つるの覺
 悟なくんばあらざるなり、尙ほ又此の機會に於て予
 輩は今日の司獄官吏に對して大に外國語を研究せん
 ことを慫慂せざるを得ず今日すでに橫濱監獄の如き
 は支那人及び無條約の外國人を拘禁すること少から
 ず改正條約實行の曉には必ず多數の外人を拘禁す
 ることなるべきを以て此の際に當りて之れが管理の

任に當る吏僚其人にして若し外國語を解する能はざるとせば如何んか以て適當に治獄の目的を達し得べしとする、外人非難の聲は姑らく忍んで之を聽くべしとするも獨り外人に對して刑罰執行の目的を貫徹する能はざるが如き結果を見るに至りては我が改頁進歩せる監獄事業に對して最も不面目の次第なりと謂はざるを得ず曩きに予の神奈川縣に在任せるの比此の理由を以て予は同僚諸氏に對して其の諸氏の繁務に従事せるの身なるにも拘はらず大に奮つて英學の研究を開始せんことを勸奨せり諸氏亦た幸にして之を容れ予が同縣を辭するの前後に於て予に之を開始せられたるの好報に接するを得にき思ふに爾來も亦た引續き勉學せられ居ることに之れあるべく獨り神奈川縣のみならず他府縣の同僚各位に於ても大に今より此に留意せらるゝあらんこと予の深く切望して止まざる所なり、監獄に於て異種類の民族を管理するに就ては先づ衣食住より何吳れ諸般の事、大に其の風俗慣習性情等に適應すべき方法の研究すべきこと固とより多々なるべしと雖も差當り先づ最も急に講究せざるべからざるの要件は則ち言語のことは是れなりと信す「我れに我國語あり此に來るもの須

度人には文字なきが爲めの致す所なるが聽き渡したれば此に之を明言する能はず

在監の支那人には辮髪を蓄ふることを許るし西洋人には口髻髯を存することを許るすとは前便既に御報知申したる所の如くなるが此の支那人の辮髪に就ては遇四上實際、便利を感ずること少からざるべしと云ふは他に非らず辮髪を以て腰繩に代用すること則ち是れなり予市中を散策するの際、巡查が支那人を拘引するに其辮髪を引つ張つて腰繩に代用するものあるを目撃せり、故に若し此の便利より之を見れば支那人に對し辮髪を貯へしむることは國風上よりも觀察を下し旁々以て左まで不都合のことも之れあるまじくかなりと雖も西洋人に對し口髯を貯ふるを許るすと云ふのことは規律上殊に清潔規律の上より之を見るも甚だ事体の宜しきを得たるものにあらざるが如し

髯のことに就て想ひ出し申候ソハ他に非らず曾て故ゼーパツハ先生が我が髯髯を剃去すべしとの監獄則の下に支配せらるゝ囚人にして到る處何れも長々と揉ミ下の存せしめらるゝあるを見て揉下も亦た髯髯の一部分なるに何故之を剃去せざるにやとの疑ひを

らく我國語を學ぶべし」と云ふが如きは決して博愛主義の取らざる所なり「彼の憐れむべきものを憫れむ」詮じ來れば監獄の目的唯だ此にあるのみ賢明の君子幸に一考を惜む勿れ

禮式は西洋人と支那人に由つて相違あり西洋人は兩手を下げ直立正視するを以て禮となし支那人は之れに反し兩手を中半まで擧ぐるを以て禮となす其狀恰かも「アケラ」と稱する虫の有様に似て奇々怪々實に噴飯に堪へず印度人の禮また支那人に同じくあれも一齊に調子善く行けば未だしものことなりと雖も規律なく頓珍漢に區々の動作をなすことなるが故に其の不体裁なること實に見るに忍びず

予典獄に對し支那人は如何にして監内の規律を知悉するを得るやと質問せしに典獄は之れに對しソハ監房内に貼付しある揭示條目なるものに由て之を知悉するを得べしと應答せり然るに是は甚だ覺束なきことにして下等支那人の多くは果して此の揭示條目を解讀し得るや否やは疑はしく予が想像する所を以て之を見れば殆んど九分通りまでは之を解讀し得べからざるべしと確信す印度人を拘禁するの監房の如きは全く此の揭示條目なるものを闕如せり是は蓋し印

起されしとありしがなる程、船中にて多くの西洋人に接し其實況を目撃致し候處髯を貯へぬ人は概ねみな揉下を剃去し髯ある人にも髯髯を存せぬ人は同じくまた之を剃去するが多く西洋にては全く之を以て髯髯の一部に相加へ候ものと相見へ申候小生の如きも實は最初故師の説を聽きし頃には之を髯髯の一部分と見做して之を剃去するは西洋にても是を以て囚人を常人と區別し其逃走の萬一の場合などに用達せしめんとの旨趣なるべしと幾分か甘服する能はざるの氣味なりしが今日に到り始めて其の加辱主義にあらざることを會得仕候我國にては一般に之を髯髯と見做さるゝの國風なりとせば強ち之を剃去するにも及ばざるべき歟此邊のことは實に如何様にも當局者の手心に任せ然るべく北海道集治監にてはタカカ一般に剃去せしめられ居り候様相覺へ申候相換らず此方針を取られ度きものに候

香港監獄の建築は兎に角、堅牢十分なるものには候へども其の位置は最も不適當にて管だ市街熱鬧の中央なるのみならず山の中腹（香港の地は一般に山に由て家を建つ）に建設しあるを以て獨り監獄内而かも各監房の外窓より近く市街より遠ふく港灣内の風

歐米監獄要録

光をば一と目に眺観し得るのみならずまた崖上の民家よりは坐して監内、すべての景況をば残りなく觀望せらるゝの欠點あり自由刑執行の場所としては誠に以て不適當至極と謂はざるを得ず現今の横濱監獄の如き監内より外景を眺観し得るの失は有之候へども他より容易に觀望し得られざる丈けが遙かに香港監獄に優さり申候其の監房の外窓より觀望し得せしむるが如きは全く構造の拙劣なるが爲めに外ならずして最少こし窓を高くさへ造ればこの失は防ぎ得られたるべきにと被存候尤も熱帯地方のこととして空氣の流通には最も注意を加へざるべからざる事情も之れあるべく構造上の非難は先づ餘まり致さざる方が可然候斯かる位置に設けある此監獄單に建築上の點よりしても餘まり浦山しとは思ひ不申候

囚人の衣服はすべて帆布綿様の地質のものを用ふ丈夫向きには至極、適當の如くなりとも雖も此地方に於て而かも勞役に就事せしむるには少こし熱苦るし過ぎるやの感なきを得ず、工場として最も廣やかなるは唯だ一の洗濯場あるのみにて衣類の洗濯には必要上とは申し最も注意を用ふるものゝ如し故に囚人中一人として餘まりムサ苦るしき衣類を纏ふものある

或は手を携て踞坐するあり或は空しく起つて窓外を眺望するあり甚しきは則ち赤條々の醜体を現はしつゝ風狩に餘念なきものあり、彼等が役業に怠慢せる實に豫想の外にして其の不規律の甚しきも亦た見るに堪へず斯く列擧し來る讀者恐らくは之を信せず或は予を以て漫に惡筆を弄するものなりとせんか同行三人あり請ふ之を以て證とせん斯くの如くすでに多數の就役者は則ち怠惰漢なり怠惰の故を以て之を罰せんとせば懲罰は即ち遇囚の常となり終には十六七世紀の蠻劇を再演するに至らん此覺悟あるにあらざらんば則ち空役は終に實効的に之を採用すべきにあらざるなり、而して又西洋人に對する空役なるものを見る是は則ち例の鐵丸及石塊の運搬にて鐵丸は各々二十四磅石塊は各々九十磅の重量あり鐵丸は一人充石塊は二人充とし其法、距離三步許毎に一回す一人の音頭取ありて拍手一番すれば即ち一齊に皆な丸若くば石を手に持ち上げ歩調面白く三步計りにして而して再び之を地上に置く一ト息ついて後始むることまた前の如し、支那人の空車に比すれば稍々實効的に勞苦するが如くなりとも雖も之れに役せらるゝもの多く皆な社會に於ける下等勞役者にして体格亦

を見ず、汚せばすぐに洗ふ洗へば直ぐに乾く乾けばすぐに着せる、熱帯地方のこととして衣類の數さへあれば誠に仕末の善きことに候

前便一寸同監獄空役のことに就て申上置き候通り實見上、愈々以て其の懲苦に適せざるを感じ申候支那人に對するの空役と申すは監房内に於て房内に据へ付けある空車を廻はすものにして日に一万何回とか申して一定の科程あり科程の了否は「メートル」にて之を檢す恰かも時計の鍵を一廻はし廻はして針の間を示すが如く是れこゝろドヲしても嘘の出來ぬ仕掛にして妙は則ち至極妙なりとも雖も如何せん實際、科程を終ふる能はざるもの多數にして到底、一々之を措置するの煩に堪へず始めは則ち之を罰す終りは遂に罰に馴る罰を再三するは健康之を許さず支那人の奸譎なる早く既に之を看破し一人として眞面目に科程を了へんと勞働するものなし勞して一の所得あるにあらす勞せざるも亦た痛く健康を害せらるゝまで懲苦せしめらるゝにあらす之を知るの彼れが如何んぞ能く空役に甘事せんや予が監房廻見の當時、此所にも彼所も到る所の監房、轆轤の聲なきを怪んで房内を見るに或は横臥せるあり或は熟睡せるあり

た甚だ強壯に殊に就役の間は前述するが如く音頭を取り調子を合はする等、寧ろ愉快らしく動作することとなるが故に當人に取りては或は存外、懲苦を感ぜざるべく縦し多少之を感ずるとするもろは最初暫らくの間にして終には馴れてまた毫も痛痒を感ぜざるに至るべし、拙著監獄學に於ても既に空役の不可を痛論する所ありしが其の實況を見るに及んで益々予が宿論の確信を加へたり

雜 錄

● 刑事被告人は果して無罪純白視せざるへからざる乎

或人曰く刑事被告人は無罪純白視せざるへからずと果して然るか予輩は然りと信する能はざるなり勿論被告人は囚人の如く犯罪人と極りたるものにあらず唯犯罪人たるの嫌疑を被りて法術の訊問を受けつゝあるのみ然らば其結果有罪となるや將た免訴無罪となるや知るへからず併しなから令狀を發して拘留せられたる被告人の如きは夫々捜査の手續を経て犯罪

人と思料するに足る者又は現行犯の類なれば審問の未少くも十中の八九は有罪に歸し其免訴無罪の言渡を受くる者は至て少しとす

抑も人の自由は妄に拘束すへきものにあらざるを以て我憲法に於て法律に依るにあらすして逮捕監禁審問處罰を受くるとなしと定められたり夫れ此の如き次第なるを以て苟も罪證となるへき端緒あるにあらざれば被告として拘留せらるゝとなかるへし既に相當の手續を盡し犯罪人と思料する者を拘禁せらるればこゝ有罪に歸する者多き結果を見るならん果して然りとせば被告人を無罪純白視せんとするも豈に得へからざるなり

顯ふに或人の所謂無罪純白視せざるへからすと云ふ被告人を犯罪人と看做して取扱ふへからすと云ふ意味に同じきものにはあらざるか如し然りとせば予輩は其文字の當不當を問はずと雖も唯解釋を誤る者あるを遺憾とすされば被告人を無罪純白視するの又は犯罪人視するのと云ふとなく單に犯罪の嫌疑中なる者と見て取扱を爲せば聊か差支なかるへし

右は陳腐に屬するの嫌なき能はずと雖も世に誤解するものあるを以て今日之を論ずるは敢て其要なきに

允許を受くへきものと解釋せざるを得すと云へり右兩説各々ありと雖も素監獄則は治罪法第三百八十二條の規定ありたる爲め裁判所長の允許を受くることに定められたるものならん然れども刑事訴訟法に於ては治罪法第三百八十二條にありたる辯護人を除くの何人とも雖も重罪裁判所に移すの言渡ありたるより裁判言渡あるまで被告人と接見するを得す但被告人現に拘留を受くる地の裁判所長の允許を得たるときは此限にあらすとの明文を除き今は存せざるを以て此精神より論ずるときは監獄則第三十五條末項の規定は自然其要なきに至りたるものなるや知るへからざるを以て尙更第一の解釋を採て可ならん

● 上等司獄官吏の責任

上等司獄官吏とは申すまでもなく典獄及び書記看守長を云ふ而し其官吏の責任は各々次第あり則ち典獄は監獄の首長なるを以て監獄に關したるとは總て責任を負はざるへからず又書記看守長にも其職務の範圍内に於ける責任あるとは何人も之を疑はずと雖も今此に述べんと欲するものは少しく異りたる責任なりとす

あらず因て此に一言す

● 監獄則第三十五條の解釋に就て

監獄則第三十五條末項に前項の場合に於て重罪裁判所に移すの言渡を受けたる者は裁判言渡ある迄辯護人を除くの外其現在地の裁判所長の允許を受くへ云々」とあり此裁判言渡ある迄との解釋に就て二説あり

一は讀て字の如く重罪公判に移すの言渡を受けたる以來其裁判言渡ある迄を指したるものにつき既に裁判言渡ありたる以上は上訴期間若くは上訴中と雖も最早裁判所長の允許を受くるに及はず典獄限り許すへしと云ふ

又一説には否然らず假令裁判言渡あるも其裁判言渡に對し檢事又は被告人より上訴を爲すや否知るへからず若し上訴を爲すに於ては更に取調を爲さるへからず果して然らば最初重罪公判の言渡ある迄裁判所長の允許を受くる精神より考ふるときは上訴したる場合にも矢張り其言渡ある迄は裁判所長の允許を受けざるへらず然らば則ち上訴期間内は未定につき同様なるを以て裁判言渡の確定する迄は裁判所長の

目下我邦監獄の有様を見るに曾て獨逸法に倣ひ若々改良を加へたるを以て昔時の如く專制的の取扱にあらずして緊要の事柄は會議に付して獄務を處理するものゝ如しされは今日に在ては何れの監獄と雖も上等司獄官會議を開かざる所蓋し之なかるへし果して此會議の設けありて獄務を議する以上は各責任を負ふ覺悟を以て審議せざるへからず素より諮問的の會議なるを以て取捨は典獄の權内に在りと雖も典獄に於て多數の説を排斥するには確乎たる定見なかるへからず果して多數の意見が誤謬なるを典獄に於て看破したるときは自ら責任を負ふて己の信する所を斷行すべしと雖も多くは多數の意見を實行せらるへし然らざれば會議を設くるの素志に違ふへし

夫れ上等司獄官會議に於ける多數の意見は殆んど皆實行せらるゝものとせば其結果に就ては各々幾分の責任なかるへからずされは從來の弊たる或る議會に於ける如く人に黨し又は事情に由り附和雷同し若くは良心を曲ぐる等のとなく虚心平氣にして深思熟考し以て審議を盡さるゝへからず但し官吏の本分より云ふときは下級の官吏は上級の者に従ふへきか當然なれども并ば普通の行政官吏が事務を執る上に於て

言ふとなれば既に陳述する如く專制的の時代を脱して進歩したる監獄に在て而も歐米に倣ひて上等司獄官會議を設けられたる以上は其會議に列席する者は縱令官等に上下あり又俸給に多少あるも長上を敬ふの禮を失せざる限りは自由に意見を陳述するを得る故に下級の官吏と雖も上級官吏の制肘を受くるとなるかへし若し之に反して上級官吏の説に違ふを恐れ下級の官吏は會議に臨み戦々として自説を吐露すると能はず唯先輩の説に盲従するものとせば會議の要は其れ何れにか在る寧ろ職を空ふするの責を免かれざるへしされは私情に牽制せらるゝとなく公務を重んじ赤心を以て誠忠を盡さざるへからず又典獄に於ては成るべく下級の官吏より順次意見を陳述せしむる等の注意を爲し前記の弊を避くるを要す

顯て政海の内幕を窺へば官制改革毎に官吏を淘汰し段々老朽を非免し換ふるに試験を以て人材を登用せらるゝを以て今日に在ては不能の人物はなき筈なれども官吏の氣風か何となく輕薄に赴きたる傾なきか風説には官吏は上官に阿諛を呈し同僚に對して人望を得されば昇級するとは頗る難きを以て或は甚將莖等を以て上官に取り入り頻りに御機嫌を伺ひ又同僚に

對しては條理に違ふも正邪は措て論せず唯圓滑にさへいけば其れて善しと風波次第に胡魔化して上手に立廻り只管利祿を求めて公務を後にする者ありと云ふ風説素より信するに足らずと雖も所謂才子なるもの氣骨に欠くる所なきか官吏素より才智なかるへからず然れども滑智を要せず又政略的の手段も政治家等に在ては必要なれども紀律の府たる監獄官吏に在ては寧ろ嚴正實直なるを善しとす殊に看守長の如きは多くの看守を指揮し戒護に従事するものに付所謂才子の飄蕩の主義にては不可なり又人望を得んが爲め部下の過失を見遁す等の不都合あるに於ては看守も亦之を見習ひ遂に囚徒の檢束にまて其弊害を及ぼし職務を汚すのみならず監獄の紀律を亂すは國家の面目たるを以て必ず嚴正を守るを要す

● 出獄人保護會設立に就て

山北居士

邦國に犯罪あるは猶人体に病あるか如し人体の健康其度を進むれば病患隨て退縮すへしと雖病的驅除の方策を得て還て健康を増進するの事實に乏しからず邦國の犯罪に於る亦然り文明其歩を進むるに隨て犯なり故に曰く文明の理準を以て内包の伏相を測るに足らざるなりと

内包の伏相とは何うや英京ロンドン府中街燈の底群女の醜態を演ずるか如きは蓋し其一に居ると雖近來最も顯著にして文明の品性を汚辱する者を擧ぐれば犯罪數の頻りに増殖すること即是れなり歐米列國文明の沿革は遠しと雖其發達此に至りしは方さに四五十年前後にあり英國如何に誇然として世界に雄視するも彼未だ文明的古國と稱するに足らず何となれば

罪の數自ら減少すへしと雖必ずや一面に犯罪除却の方法を先にするに非らされは犯罪の跡決して消滅せざるなり故に在官者と非官者と司獄官と非司獄とを論せず苟も責めを社會に頼つ者霎時も斯道に怠慢なるへからず恬然惜て顧みされは吾邦文明の品性を汚辱すること更に鮮少に非らざるなり

茲に歐米列國の事蹟を審するに文明の理準は以て彼國內包の伏相を測るに足らず近世漸く文明の程度を高むるに隨て外表の記號は遠く中古の餘習を超越し雍和の氣象融々社會の間に普及して國民の生活を改良し電信を架し蒸氣船車を通し郵便活版等の新工夫漸く具足完備し一見以て驚くに堪へたりと雖も能く内包の事狀を考查精察せば大に之に異なる者あり凡る文明事業の調達準備に關しては主として社會の經濟力に因らざるへからず而して文明の進歩誠に此に達したるは久長の時間を経過せしことなるを以て其間輿論沿革新生陳謝以て社會の秩序を蹂躪し國民の思想を攪亂する等間接の被害固より少小ならず是れ先輩國が共に經過し來りし所段鑑遠きに非らざる

女皇陛下在位中は同國文明の中心なればなり而して犯罪數も亦四五十年の間に著く増殖せしこと統計表に依て觀るに足る吾邦維新の革命も亦二十有餘年の昔時に在りと雖西華の輸入最も著きは實に十年前後にありとす而して犯罪數の増加亦最近時に著きを見る殊に財産に對する再犯囚に至ては甚しき増加を致せり今茲に米國過去四十年間に於る犯罪増加の統計表を一見せば眞個に驚くへし且博士デニス氏か過去二十年に犯罪數二倍の増殖ありと云ふも亦併せて虚相に非ざるを徴すへきなり

米國犯罪増加の統計表

一八五〇年	總人口	二千三百拾九萬一千八百七十六人
全 年	罪 四	六千七百三十七人 <small>(即人口百万につき罪四三百九十八人の割合)</small>
一八六〇年	總人口	三千四百四十四萬三千三百二十一一人
全 年	罪 四	壹萬九千〇八十六人 <small>(即人口百万につき罪四六百七十八人の割合)</small>
一八七〇年	總人口	三千八百五十五萬八千三百七十一一人
全 年	罪 四	三萬二千九百〇一人 <small>(即人口百万につき罪四八百五十三人の割合)</small>
一八八〇年	總人口	五千〇十五萬五千七百三十八人
全 年	罪 四	五萬八千六百〇九人 <small>(即人口百万につき罪四四千六百九十九人の割合)</small>

蓋し米國獨り然るにわらず凡う歐洲大陸と英國とを論せず文明の進歩に伴ふて犯罪數の増加此の如くなりとせば吾邦も亦同一の現象に接すへきは固より除くへからざる事實なり而して彼此文明の程度を對較せば吾未だ彼に及ばざること亦固より論を待たず吾邦維新二十餘年社會の規模を弘改し次て歐米文明を輸入せしより在來の生活條件は殆んど氓亡したるを

以て社會の生存に漸く苦痛を感受するに至る是以て生活資料の欠乏より犯罪數次第に増加せしは統計上の事實なり若し文明漸く其度を嵩むるに至れば犯罪隨て増加するは固より免るへからざるの事實ならん今試に明治廿一年より爾後六年間の犯罪に關する統計を掲ぐれば戰慄して將來を警戒せざるへからざるにわらずや

吾邦最近年間犯罪増加に關する統計表

明治二十一年	全 年	罪 四	六萬〇八百二十八人
全 年	全		六萬三千六百六十二人
全 年	全		六萬九千八十八人
全 年	全		七萬三千二百五十三人

全 二十五年 全 七萬五千六百九十八人
全 二十六年 全 七萬八千二百三十七人

右犯罪數に對する國庫及地方稅より支辨する金額年々四百五十萬圓以上に達す實に驚くへきの巨額にして之を各種の政費に比するに海陸軍費に亞く者は監獄費なりとす若し之を國家有益の用途に消費せば國家の大計を基ひし社會の發達を就し個人の生存及び教育等各般の事項を調達し得へきに事此に出てす社會の害毒たる犯罪者の衣食に徒散浪費し了るは豈に顛倒の極ならずや然れども國家は即一大有機體なり故に國家自体の生存を安全にせんとするに於て先づ之れか生存を障礙する病的たる犯罪者に對して其非行を防遏し國家を健全の本位に安置せざるへからざればはなり抑斯る重大なる負擔は吾人國民の肩頭を辭すへからず然れども斯る重大なる負擔に堪て漸く病的の暴横を遮斷し以て自体の健活永存を獲し得へき乎決して然らず之を既往に徵するに國民の負擔漸く崇むに隨て犯罪數は彌増加し國家自体是れか爲めに不治の頑症を漸成せんとす目今内務省の調査に依れば再犯以上の犯罪人は百分の六に上る而して現時犯罪の數殆んど八方に達せんとす豈に非常の多數なら

すや而して吾邦歐米の文明を輸入し未だ三十年に至らざるに犯罪例外の多數を呈し再犯以上の罪囚何ぞ特に多數なるや嗚呼本邦の人士古來自ら君子國と稱す犯罪の多數なること實に此の如し名實其符を合する者とは稱するに足らざるなり其原因果して如何一政府は諸他の事項の如く未だ監獄改良に着行鋭進せざるを以て監獄事務は幼稚にして監獄の位置は尙劣等なり
一社會は諸他の事項の如く純乎たる慈善事業に熱心せざるを以て感化院及び恐少年強制的教育場の建設なきは勿論尙は未だ出獄者保護會社の設けわらざるなり
第一項は純然たる政府事業たるを以て暫く別個の問題となし單に第二項は其身の官に在ると否らざるとを問はず苟も責任を社會に負ふ者誰れか辭すへけんや政府事業は格段なり國民事業は普通なり普通の責任は片時も辭すへからず况んや社會の病毒を憂ひ國家の健全を希望する者に於てをや
抑歐米列國には博愛慈善の人士多く之に因て犯罪を

未發に防ぎ或は已に犯せる者を救護して再び犯さし
らしむる等の事例に乏しからず然れども吾邦は自ら
君子國と稱するにも拘はらず博愛慈善の人士未だ一
人の頭角を露はす者を見ず何を歐米には博愛慈善の
人士多しと云ふへきか曰く之を枚擧する煩に堪へず
彼のシヨン、ホワート氏が曾て佛國の獄舎に繋るゝ
や罪囚悲惨の狀に感して巨數の財産を義捐喜捨して
獄事改良に卒先しムーン氏、アルプス山中に盲目の
小女がアペマリヤを唱ひつゝあるを觀て嗚呼天下盲
目に惱むもの多からんと巨額の私産を割て卒先して
盲人病院を建設せり宗教家之を聞て起ち政治家之を
見て躍る摩肩接踵相競て斯道に投捨する者殆んど枚
擧に遑あらざるなり何を吾邦には博愛慈善の人士に
乏しと言ふか曰吾邦寺院の數概ね七萬僧侶の數十萬
に超へんとす其本性を問へば宗教家にして慈善家た
り然るに古來僧侶が自ら吸収を以て居り分配を以つ
て任せざるは事實にして掩ふへからず故に各宗の僧
侶卒先して社會救護の責めを親らし是れか爲めに多
數人民の生命を擔保し生存の需用を充たしたるか如
き事例に乏し却て彼檀家たる者血税を出して寺院の
建立を謀り僧侶の衣食に供しつゝあり是れ一種慣習

の然らしむる所と云ふと雖之を歐米の宗教家に比し
甚たしき異例と云はざるへからず吾邦の財産家其人
に乏しからず而して未だ曾て一人の挺身以て獄事改
良に投財し保護會社に捐資したる者あるを見ざるな
り其富は以て人に誇るに足り其資は以て情を充たす
に足るも純乎たる慈善事業に捨るの吝にして未だ東
洋のハワートの出ざるは抑何の宿習うや之を歐米の
財産家に比して亦異例と云はざるを得ざるなり君子
國うれ然るか

以上の因縁を以て吾邦未だ諸般の慈善事業起らず慈
善事業起らざるか故に未だ出獄人保護會社起らず保
護會社起らざるか故に未だ犯罪數を減減すること能
はず犯罪數減せざるか故に年々歳々統計表の員數を
増進するに至る一面には四百五十拾万圓の巨額を浪費
し一面には七万有餘の徒食者を製造するは是れ果し
て誰れの罪うや吾邦犯罪數の著く増進する所以にし
て豈に霎時も防遏の方策に懈るへけんや

吾邦監獄學尙未だ發達せず故に犯罪は社會の病患に
して之を救治するは社會的連帶責任なることを辨識
せず故に犯罪人を彈呵痛斥して社會に容れず毒指を
斷て全身の健康を保守せんと謂ふは尙且可なりとす

るも其毒若し全身を犯すに至ては將た奈せんとする
や社會の犯罪も亦然り年々歳々其數を増し之を増し
て社會民の多數を占むるに至らば之を彈斥して屑と
することを得へきや今夫れ社會の表面に顯出し法司
の前に引かるゝ者は統計表に依て知るへきも若し社
會の裏相に昧伏する所の非行者は蓋し數百万なるを
知るへからず而して之か社會の表面に顯出するに至
るは漸を以てするの形勢にして所謂成るの日に成る
者に非らず然るに既に社會の表面に成形して後始て
一驚を喫するか如きは良醫の慧眼とは謂ふへからざ
るなり

犯罪人は不可治的人種にあらずして可治的同胞弟な
り社會は其本務として犯罪人を保護せざるへからず
どの動議は忽ち歐米の學界を聳動し監獄の改良出獄
人保護會社の設立等は現時文明の記號と離るへから
ざるに至れり是に於て乎古來犯罪人を目して不治的
敵候となし彈斥して社交の中に容れさせざるか如き内
觀は既に文明國の名實に背反するとなれり然るに
吾邦斯斬新なる主義に覺動せられ躍起となる者は僅
に當路の學者と實務家の少數とに止り身躬ら法曹の
位置に立つ者尙且舊觀を改作せず犯罪人を以て不可

治となす何う況んや普通人をや

以上の形勢に放任して東洋の君子國豈に敢て彼異邦
に學はんや犯罪人保護慈善的事業の如きは吾邦の本
性に非らずと謂ふ者あらん歟嗚呼二十年を待たず吾
邦の財源は著く退縮し殖産的國民の多數を減し乃至
文明國たるの記號を汚辱せんとす苟も國に忠するの
誠意ある者誰れか敢て甘爲せんや然らば則犯罪人防
遏の方法果して如何曰く監獄改良は其主なる者に屬
すと雖蓋し純乎たる政府事業なり故に是は政府の起
手を待ち出獄人保護會社の建設を以て社會慈善事業
となし之を今日に實行すること是れなり保護會社と
て興起せば各府監獄に於る犯罪人の數を減少するこ
と掌を指すか如し而して其費額の如きも必しも巨額
を要せず所云在官者と非官者と司獄官と非司獄官と
を論せず各自應分斯道に捐捨せば吾人の生産を壞ら
す以て能く企圖を成就することを得る深く信する所
にして決して難事に非らざるなり

論して此に至れば局外者と雖蓋し感悟する所あらん
か然れども此に疑點の生すへき事項あるを免れざる
へし疑點とは何うや曰く犯罪人果して歸善すへきや
と言ふにあるならん今其事證を具陳するは煩に堪へ

す因て二三の要領を引證して其疑點を慰解せんとす
 博士ラッス氏曰吾人は罪囚をして社會の一良民たらしむるに就て規尼涅を投してマラリヤ熱を治するより容易なること信するものありと是れ著名なる學者の宣言仰て信すへきなり博士ツインス氏曰罪囚は果して道化的感化の勢力に抵抗し得る乎若しくは道化的感化の勢力は罪囚を沈淪の淵より救拯し得る乎の問題は最早論難を試むることにあらず實際の經驗は直接に其確實なるを證明し且斯事業に關して權威ある熱心家は既に罪囚感化の成功し能ふことを論辨したればなりと氏は罪囚改良に身を投し終身斯事業に盡力せん實務家にして總て實驗上より出るの實譚なり又監獄改良に最も熱心なる某氏曰罪囚出獄するに當り社會一般の人は彼を冷遇し更に彼が心意の正實如何を知らず爲に不親切なる待遇をなし正實なる趨麥を儲くるに就ての便利を與へざるに於ては吾人か
 在監者を熱心に教導し且及精功なる事業を與へたることも全く無益なるを知るなりと
 米國紐育府出獄人保護會社長チャールズ、ステツツト氏は一千八百七十九年を以て此會社を建設し爾後數千人の罪囚を容入して諸般の事務を授け訓育懈ら

●德川幕府裁判所の構成
 及以權限 (承前)

越後家の裁判一變

此理由を尋るに大老酒井忠清の免職と閣老の黜陟及び新將軍綱吉公の英敏なる御資質を以て新政を出し玉はんとするによる即ち前將軍は虛弱多病にして百般の政事之を大老に全任して其意の如くなさしめ隨て執權の威力熾にして忠清の奢侈僧上は殆んど其極點に達したるを新將軍渠か權威横暴を制せしめは忠清の權力忽ちに衰亡に歸し其職を保つこと能はず其年十二月黜けられ爾後續繫次第に革新するに至りぬ此時に方りて岡島壹岐守等の者は國情を公儀に哀訴して前の裁判を挽回し冤罪の者を援ひ及び同志の遺趣を貫徹せんと計り其手段として各重職高祿を捨て退身の事を強訴せり、これ越後家手限り聞届かたきを知る故なり岡島壹岐本多七左衛門の家柄は秀康以來越後家附人且代々將軍御目見を許され大名称と云程にて之を以て越後家手限り其退身を聞届くること叶はず光長父子始め要職の者共其處理に苦しみ協議を凝らし百法手を盡して懊惱苦悶之を止むれども岡島等飽迄も聽かず遂に十計盡き上裁を仰くに至れり

す成功漸く顯著なりと云ふ氏曰く吾人は素より出獄者の如きは出獄の際に當りて彼が心中に起る一問題は必ずや向後の慎謹を専務にせんとするの外ならざるへしと思惟す然れども其奮友知己に邂逅するや久瀕の情忽ち杯酒の興を催し盃一盃醉一醉全く惡謀を企るの媒介となり再び不正の業務に係累せんも謀られざるか故に其出獄の機を外さず之を引て懇導誘化の手段を盡さざるへからすと又曰出獄者の監獄を離るゝや二十四時間を經過せざる以前に出獄者を引入し善導を怠らざること是れなり誠に至言と謂ふへきなり局外者は是れに因て疑點を氷解するに至るか

此の如く歐米諸國には夙に斯道に熱心にして既に其功を奏せし事例に乏しからず東洋尙未だ斯舉あるを見ず蓋し文明未だ彼れに及ばされはなり而して吾邦の如きは蚤く歐米文明の佳風を密攝して諸般の事項を調理せり吾邦豈に斯舉勿るへけんや余輩夙に斯に感するあり敢て卑見を秘せず記して世に公にす苟も余輩と所感を同うするの諸君と共に敢て斯道に従事せんことを欲す但説の未だ盡さる所は先輩の是正を待たんのみ

新將軍綱吉公此事を聞給ふて忽ち不審を起し閣老阿部豊後守正武等撰て越後家の紛紜糾問の事を命せられ茲に耳然し壹岐七左衛門訴願を陳る時を得たり則此二人及び小栗美作父子を始め關係人を悉く評定所に呼出又一方高田へは御目付を派遣し事情の探偵に手を盡されたり嗚呼兩人の素志此時に至て始めて貫徹せしと雖も主家の滅亡を早め同志悉く罪に陥りたるは又歎息の次第なり
 同八年十二月常憲公御實記
 十二月九日大老酒井雅樂守忠清近年多病の故を以て職ゆるさる折々出任してゆるゝ養生すべき旨命せらるる忠清は其後大塚の別邸に退居すと云へり
 同月十日酒井河内守忠舉を御前にめし父雅樂守か病よく看護すへしと命せらる
 評定所再審
 天和元年二月二十三日江戸町奉行所御用覺帳
 今日評定所にて御寄合有之松平越後守殿家來小栗美作岡島壹岐本多七左衛門三人の者召出され御詮議中再作は松平越前守殿、壹岐は松平大膳太夫殿、七左衛門は松平若狹守殿へ御預け
 大目付彦坂壹岐守殿町奉行島田出雲守殿御目付衆二

入出席壹岐守殿被仰渡る

編者曰く是より以後數度評定所にて御詮議始まり
先年御預けの萩田主馬外四人召出外に小栗大六は
松平伊賀守殿へ御預け○小栗兵庫は松平主殿頭へ
御預○小栗十藏は加藤遠江守へ御預○安藤治左衛
門は牧野遠江守へ御預○林内藏介、安藤平六、濕
美久兵衛、小栗右衛門、野本右近等を始め證人と
して呼出の者多くあり
當時越後家の浪人は多く江戸に集り所々潜伏して
主家の安危同志の存亡に心を勞し美作犯罪の顛末
を種々の手段を以て訴出領民訴狀を捧げて美作の
虐政を訴ふるもの多く大に世論を引起し是迄の處
置を攻撃すること甚しかりしと云ふ

町奉行御答

同年三月常憲公御實記

三月二十七日町奉行島田出雲守忠政職をうはれ閉
門せしめらる、こは松平越後守光長か家人輪問の事
奉りありながら其事いまた決せざるに其身近來遺忘
多ければとて職をどかむこと請出せしは、いとひか
事なりとの御答なり
評定所裁判の掛りは寺社奉行、大目付、町奉行、御目

美作答て曰く下野守病中氣六ヶ敷側付女中の外面
會を嫌ひ人を遠ざけると雖も光長深く心痛し私へ
命して看護せしむ故に晝夜附添看病手を盡し其功
なく死に至ると雖も公邊より御醫師を下し給りた
れば其疑はあるまし是は故下野守小性の中に不相
當の者あり退役せしめたる故に不平の心より其身
の罪を飾らんとために捏造の説を爲して諸士を煽動
する策なり

其方儀主人光長老年に及ひしに京都より美女を呼寄
せ妾に進めこれかために光長晝夜淫酒に流れ遊山翫
水のために懶惰になり政事を倦ましめ他出の節は往
來の人を止め通路を妨げ人民の難儀を顧みず政事は
大小とも其方へ全任して意の儘に行はしめ是れ光長
の健全を害し早く退隱せしめんと仕向けたること

美作答へて曰く下野守天せし後主人光長の愁傷甚
たしく殆んど寢食を安せず月を歴て猶ほ快々とし
て樂ます故に鬱散のために藝ある女を呼寄折々
酒宴の相手に召仕はれ無聊を慰め遊山翫水にも召
連られしことありといへども領分中の遊歩にて他
國へ出るに非ず往來入止めの儀も輕き役人ども上
を重し取扱ふあまり嚴敷に過さて往來の障りにな

付なり老中阿部豊後守正武御側御用人牧野備後守成
貞等出座にて數度の審問あり其調書及び種々書類を
蒐集して其要領を掲ぐれば裁判中の問答左の如きも
のどす

問答要點

其方儀(美作の事也)隱謀あるを以て諸士の黜陟に依
怙多く己れに阿諛する者を登庸し役儀昇進せしめ濫
りに祿を増し私恩を施し反對の者は忠勤を勵む譜代
相傳の士といへども憎みて黜け或は罪なきに減祿整
居退隱せしむること多しと聞ゆ如何

美作答て曰く當家は秀康以來人才を登庸し士を愛
すること他に優り小祿新參の者といへども能ある
を用ひ譜代と雖も罪あるを罰すること當然の理に
して敢て依怙あるにあらず、私儀數年重職にあり
と雖も同列あつて一人これを決するに非ず其筋役
に依り願出つることは其可否を決し重事は主人光
長の命を得てこれを行ふ是等の説をなすは永見大
藏等の妬心より起ることなり

其方儀主人光長の嫡子下野守綱賢死去の節病中擅に
看護し人を遠ざけ其死跡怪敷毒殺の疑ありしを隱蔽
せしこと

りしと承はり以後いましめ置きたり御當地に來
り承れば事仰山に申觸らし候者あれども巷の説に
して左程の事に無之女を召抱へたること相違なし
といへども古今の名將あよび諸家の内にも美女を
寵愛すること其例少からず人情の常としてこれか
爲めに皆國家を失ひしと申程のこともこれなし况
んや光長儀御家門の例に加はり一國の主として一
人の女を召抱候とて何程の過分に候へきや淫酒に
流れて健全を害せしといへども今年六十八歳壯健
如何は各位の知らるゝ所にして御疑はあるまじ政
事のことも前に陳へし如く私一人にて計ひしこと
なし

其方儀家の長臣として私用の爲に恣に百姓の地を圍
込道路を潰し社寺舊跡民家を取拂、手當金も遣はさ
ず難儀を顧みず我意なること

美作答へて曰く左様の事度々は覺へず私所持の山
屋敷天然の風景面白く光長老後の遊山所に定めら
れ其替地として私下屋敷續の地を給はりたり故に
道路を潰し寺院二ヶ所民家ども取拂、與力并家來
どもの武術稽古場に補理せり此營繕も私藏入を以
て仕、山屋敷より竹木ども聊も取り申さず領主の

御用とあれは斯の如し故に彼等にも手當遣さず候これ習慣に依るものにして我儘にあらす
 其方下屋敷續を構込、周圍に石垣を築き土居を造り大樹を植込、城廓同様の普請もなしたること
 美作答へて曰く前に申述たる如く武術稽古場の内弓砲の角場は、うれ矢、うれ玉の防きを用心し土居を築き土止め石を積み候事にて角場の普請には敢て珍らしからず候

美作答て曰く主人光長幼年にして家を繼ぎ何事も公邊へ伺の上政事取扱ひ終には内政小事に至るまでも御内意を伺ひ取計安心いたし候事習慣となりて御大老方始御役々へ立入候も御家柄と申私職掌上、止事を得ず御交際にて敢て不正不義を働かんとために之を勉むるにあらず主命を重んじ國家の爲めに勉め候を妬心の者其惡説を起して上下を疵附けんご謀るものなり

其方儀伴大六を一門の列に加へることは重役共の内并藩中不同意の者多きに同志の者と謀り重役相談も遂げず一門の列に加へんことを内願して許可を受け

十九號看守及監獄備人分掌例第一條乃至第二十七條に載せて明文あり職務に忠實なる世の看守諸君の風に服膺せらるゝ所にして余輩の事新しく茲に複説するの要を見ずと雖も又其實際に就て之を考察すれば杞憂に耐へざるものあるが如し敢て此套語を掲出して世の看守諸君の反省を請ふの止むを得ざるに際會せり予輩の遺憾限りなし讀者幸に之を諒せよ
 工場詰の看守は平常に工場に在つては何等の職務に従事し又何等の點に注目するを以て其分なりやと云ふに予輩の言を俟たず工場内の靜肅清潔を保ち在監人の役業を督勵し科程の可否を點檢する等其主もなるものにして(第五條第六條)其他器具器械の嚴密取締、及び食物の配與獄衣其他諸給與品の授受に立會ひ又押丁授業手等の在監人に對する非爲を監察注視すること之に尋く、而して尙一步を進めて論ずれば就中工業擔當の看守たる者に在つては工業係員の指揮を受け殊更に役囚を督勵し科程の可否を監督し及び工業用の器械雜具を整理し取扱上及保存方に注意する等要するに作業百般の事に誠心誠意を以て忠實ならんこと寔に其分なりと云ふへし、然るに本年四月より實施せられたる改正看守定員令及び押丁の

しは退て大六を以て主人方の養子に立てんとの内存あり取計ひたること

美作答て曰く此儀私曾て覺なき事にて跡にて承るに此起りは三河守世子になりし以來一門は永見大藏一人にて光長始め家中の者共心細く幸ひ私伴大六は爪の端にもあれは(光長の甥)一門の列に加へ然るへきとの主人始家中大半其意あるを以て終に評議となりしに其席へは萩田主馬等は病氣と唱へ欠席して議に預らず多評に決し主人の意を以て命令あり私に於て索より異存あるへき理なく其意に隨ひしに主馬等跡にて不平を鳴し同志を煽動して異議を唱候若し之を不可とするなれば評議の時其席に在つて十分異見を述へ理非を正し主人を諫め止めて然るへきに其所置に出てすして陰に誹謗するは重職の身分にある間敷所行、侍に似合しからず卑怯の致方と存候これにて万事渠らか好倭御賢察を乞ふ (未完)

●工場詰看守の職務に付き世の看守諸君に望む

看守の職務分掌は明治二十二年六月内務省訓令第二減員令の實行に依り從來工場に於て押丁の取扱ひ來りし作業の事務も勢ひ看守に於て之を整理せざるべからざるに至り従前の職務の上に一層忠實を要するにも拘はらず動もすれば作業上の事務を冷淡にも賤業視し忠實を缺くの慮なき能はざるか如し是れ余輩の看守諸君に取らざる所なり亦た一步を進むれば作業擔當の看守又は工場詰作業係員の作業の事務を探るに方つて其他の戒護看守は殆んど之を度外視し泰人の越人の肥瘠を見るか如く冷淡々として敢て顧みる所なきか如きは工場詰看守の職務を盡したるものと云ふべからざるなり彼の作業の督勵と云ひ將た科程の可否を點檢するに方つても他の戒護事務に甚たしき妨害を及さざる限りは充分其當該掛員と戮力同心以て相輔佐し役囚をして瞬時も覺隙に乗せしむるか如きことは最も之を豫防せざるべからざるの必要あり予輩曾て或監獄に於て視見せし所に依れば看守と作業掛員との間に然かも工場内多數役囚の面前に於て或る作業上の事に關し意見相合はすして互に辯難攻撃し果ては冷語一番大聲以て馬鹿野郎の語を遣して立ち去りしものあるを見たり是等は實に一小鎖事なるか如しと雖も該監獄の爲め最も忌むべく惡

むへき事なりと窃かに寤聲稍之を久ふしたることありき、是等は當局者の第一に謹しむべき事項にして同僚相反目し然かも役因の面前に活劇を演出するか如きは是等吏員の失躰之れより甚たしきはなし右等は平素當局者の最も注意を加ふべき點にして殊に看守の工場に於ける場合に在つては能く其職務のある處を服膺し同僚相和し協力同心以て彼の分掌例規定の本務を完ふせられんこと予輩の看守諸君に切に希望する所なり

附言本稿は獨り看守にのみ止まらず監獄官吏の間に在つても相互に疾視反目し陰に陽に相濟排するか如きは最も忌むべく恐るべき點にして同僚の不和は偶々以て在監人の輕侮を招くの媒介たるに終らんのみ豈に戒慎すべき事にあらずや

寄書

工錢料定方に就て

改頁道人

記者先生は本誌第六卷第二號の紙上に於て作業科程と工錢等級は必ず相併行せざるべからざるを論議せられ余輩も亦同感なりし

先生の説とは全く反對の結果を生し却て單位率を用ゆる方が簡單にして便宜なりとす又請負人に於ても草鞋の工錢を六級に別つよりも單に一足何程と約定するの簡便なるに若きさるへし其他備主の同意を経て役因を相當の等級に當符むると云ふ點に就て駁論を試みんと欲すれども開は本論に入りて進ふる所あらんとす唯此に一言せんぞ欲するものは單位率を主張するも余は反對論者に對して一人若干と云ふか如き工錢契約法は奴隷買賣の臭味あるを免かれずなどと陳腐の説を唱ふるものにあらずとを了解せしめんと欲するに在り

倍因人に對し各自の工錢を料定するに當ても實際上の取扱は區々にして一定せず其行はるゝ所の方法を列舉せば或は單位率に由て定むるものあり(即ち一箇の製造者若干と定め之を科程の數量に乗して算出するもの)或は記者先生の言はるゝ如く人頭率を以て工錢を定むるものあり或は分業の法を執りながら一種の工業に従事する者は皆同一の額に工錢を定むるものあり例へば菓工草鞋を造る者も繩を造る者も繩を打つ者も三等科程は皆三錢と四錢と同一に定むるか如し余は此三種の方法に就て少しく其當否を論せんぞ欲す

か又前々號の紙上に於て請負業工錢契約法を論し其工錢徵收法は製作品の單位に對し幾何と云ふか如く其出來高の數量に應ずる工錢を納付せしむるあり或は役因各自の技能の如何及び製品の多寡に應じ一級以下五級若しくは等外と云ふか如く各種の工錢高を立定し置役因の技術に應じ監獄署自から適應の等級に當符むるものとす(備主の同意を経ると勿論なり)其等級に應じたる工錢を納めしむるものと二種に出づるか如しと雖も請負業の工錢立定法は寧ろ單位率なるよりは人頭率則ち一人若干と云ふの簡單にして又監獄署の爲め利益多く便宜計からす云々と論決せられたり

然れども余が考ふる所に依れば絕對的に單位率に由るとは難きを以て例外としては所謂人頭率を用ゆる場合なしとせざるも(例へば田畑の耕作又は道路修繕の如き場合は是なり)本來單位率に由り工錢を徵收するを以て可なりと思料す併し請負人より徵收する工錢立定の點は本論の眼目にあらずを以て此には簡單に其理由を説明せんに入頭率を以てするときは外見上簡單なるもの、如しと雖も能く之を考慮するときは忽ち其然らざるを知る看よ作業科程には一等より五等迄及び等外あり然らば人頭率を以てするときは一種の工業に對して六等に工錢を契約せざるを得ず加之殆んど毎月服役時間相異なるを以て其度毎に請負人と工錢を協議せざるべからず統しや請負人に協議せず契約當時の率を以て監獄署自から定むるものとするも例へば草鞋造りの三等科程は十二足此工錢三錢六厘なりと假定せんに入頭率に對して三錢六厘其割合を以て十一足に付ては工錢幾何と算出せざるべからず然るに單位率を以てするときは草鞋一足に付て三厘と定め此單價を科程の數に乘し直ちに工錢を定め得らるゝを以て記者

く之を論せざるも其請負人の同意を経て適當の等級に當符むると云ふ一點に就ては飽迄不同意を表せざるを得ず余は前年斯様の定め方を爲しつゝある監獄を目撃せしとありしか請負人に於ては素と利益を目的とするものなるを以て少しも工錢の低價ならんことを希望し監獄の申出通り同意を表するとは少く種々の口實を唱へて進級すると拒むもの、如しされば各四人の工錢料定權を請負人に制附せらるるの慮なしとせず其他請負人と協議して進級せしむる方法を執るに於ては當事者との間に弊害を生ずる憂なきが假令是等の憂なしとするも尙ほ弊害を生ずるとなしとせず例へば二級の四人を請負人の同意を得て一級に進めたるに該四人は最早一級に進みたる以上は常に一級の工錢を得らるゝとの考より心變みて却て二級の四人に劣る製品を造る等の慮あり故に單位率を用ひ且製品に上中下の區別を立て假令一級の四人が製造せしものと雖も其製品を鑑別して上中下相當の工錢を付する方獎勵上に於ても善良の策なりと言はざるを得ず

第三の方法は囚人を使役する上に於ては公平の處置なるもの、如しと雖も分業の法に副はす何と云ふは實際普通の貨錢に於て繩を造る者も草鞋を造る者も異なるにも拘はらず監獄に於てのみ之を同一の貨錢に定むるは其當を得たるものにあらず況んや請負人より同一の工錢を徵するの不可なるをや若し此方法を行はんとするも請負人より徵する工錢に果して適當の額なるや否や容易に之を知る能はず何と云ふは同一種類の工業中(分業にて仕事を爲すにも拘はらず)平等に一級の工錢は何程二級の工錢は何程と定むるものなれば其中に在る草鞋の工錢が安きや又は繩の工錢が高きや實際上分らされはなりされば請負人に於ては難乎たる計算を立て難きを以て大凡の見込を以て請負人を爲し損益未必の契約則ち委任契約に類したる約定を

爲すものにはあらざるが果して然りとせば其不可なると言を候たるなり
 以上述ふる通りの次第なるを以て工錢を料定するには第一の方法に依り單價を料程の數量に乗して其得たる金額を工錢と定むるを以て至當の取扱なりと確信す實監家以て如何と爲す

●處罰囚に書籍を看讀せしむるの利害如何

在三池 大塚朝太郎

處罰囚に書籍を看讀せしむるの利害に付ては差當り日々執行しつつある處罰の效果如何に關する問題なれば當局者須く講究一番せざる可からず此に於て或る地方に於ては甲論乙駁大に論難するものありと聞けり而して今甲乙論者の所説を畧記すれば左の如し
 甲論者は曰く元來囚人に書籍を看讀せしむる重なる理由は其者の感化改良を促すの助力者則ち無形の教師として利益ありと認められたるか爲めなるべし果して然とせば獨り處罰囚に對して書籍の看讀を禁ずるとは監獄の感化主義に背戾するに至るべし人或は處罰囚は孤獨寂寥に僻居せしむるを以て主要とするものなれば之に書籍を興へ置かんが之に依て其心を惹起するよりも寧ろ憂鬱の情を散すの樂樂的散弄物となり處罰執行の本旨に違ふものなりと云ふものありと雖果して論者の言の如くなれば教師は處罰者に對して臨房教誨をなすとあれば是亦た多少處罰中の僻情を散するを以て處罰の本旨に反るものとして處罰中其臨房教誨をも謝絶せざる可からず斯の如くなれば處罰を受けたる者が最も情薄最も不平に堪へずして無暗に我意を主張せるときに當りて之を和け以て反省悔悟せしむるの途を杜絶するに至るべし故に此際古今人の嘉言善行を蒐録せる書籍

きに於ては處心にして書籍に眼を注ぐが如き餘裕なきに於てをや以上兩者の所論に付て考ふるに何れも道理あり然るに之れが利害に付て判定を下さんとするには先づ囚人の處罰せられたる其當時の感情如何を探究するを以て必要とす試に余が異見を述べん被懲罰に處せらるる者は然然として前非を悔悟するの念あるが將た憤然として怒氣を含むの状態あるか若し然然として前非を悔悟するの念ありとせば之れに適切なる書籍を看讀せしむるは大に其者の感化を助くるに利益あるべし若し又憤然として怒氣を含むの状態ありとせば如何に千金の價值ある其書も目に觸れざるべし多くの處罰囚中此二者何れに居るやと云は、余蓋は處罰せられたる者は皆な自己の非行に原因せるものなるもには頓着なく憤然として怒氣を含み機會あらば戒護者にも濫み掛るべし手に觸れれば道具をも毀壞すべし一生監獄の盛衰を食ふものにあらずと勇氣日頃に百倍するものなりと斷言するを憚らざるなりされば此場合に於て書籍を興へたりとて眼に觸るべきが若し眼に觸れば當に寸斷するなるべし假令か教師の懇諭たりとも此時は耳底には徹せざるへし處罰者は斯かる現狀なるを以て余輩は處罰囚に書籍を看讀せしむるは無益なり故に處罰は飽くまで嚴正に執行して此情愴の微氣を推折すべしと云ふにあり當局者以て如何とす

●屏禁處罰者に給する食量に就て

山隆 魯夫

屏禁處罰は獨居及坐役の二要素より成立するものにして獨居は絶体的之を行はざるへからず故に執行の場所は他の監房又は役場と隔絶したる監房に獨居せしめ服役時間坐作の役を課すへしと載せて監

を看讀せしめは幾分其心を刺撃せられて前非を悔悟するの機會を得るとなしとせざるを以て最も修身に適切なる其書を選擇して看讀せしむるの方針を取らざる可らず寧ろ此方針を以て誘導せざる可らず古人は小人囚居すれば不善を爲す云へり夫れ然り彼等が處罰の爲めに終日又終日徒に黙居するときは種々惡謀を企つるとあるとも曾て其心を煥發するとなし現に統計表(或る地方の)の示す所によれば處罰者の多數は處罰中若くは一且處罰せられたるものは再犯するにありて監獄則第四十八條の規程に依り特に免罰するが如き實例絶無なるを以ても知るべし

乙論者は曰く處罰中は寂寥の情に堪へざらしむるを以て處罰の一要素とす然るに之れに書籍を看讀せしむるをすれば則ち處罰の要素を欠きたるものと云はざる可からず是れ書籍は全く無益なりと云ふにはあらざれども其多き部分は慰樂的玩弄物となるが故なり果して論者の言の如く僅々一周内外の少日數に於て書籍を見たるが爲めに感覺を惹起するが如きものなりとすれば當初より處罰せらるるが如き行爲あるへき筈なし是れ誠は徒爾なりとす然らんよりは寧ろ處罰は處罰として嚴正に是れを執行し斯くて處罰後に至り善々として訓誡を加ふるに至れば書籍を看讀せしむるに優るも數等なるへし又た獨乙の監獄に於て書籍を看讀せしむるの主旨は日本の如く雜居制にあらずして分房制なるが故に或は健康を害し或は精神病を發生する等の虞あるが故に之れが豫防策として又た善實際者として看讀せしむるものなれば取りも直さず慰樂的性質を有するものなり此故に處罰者に對しては書籍の看讀を禁ずるとあり之に反して日本の監獄は雜居制なれば健康を害し又精神病を發生する等の虞なれば書籍看讀は全廢するも猶ほ可なり囚人が書籍を見て感化するが事實は殆んど九牛の一毛たるべし況んや處罰を受けて滿腔の不平を憤りける

獄則第四十二條に明定する所なり恰も彼の十六歳未満の囚人を罰するに獨愼を以て處する一般唯一に晝夜寢間寂靜の地位に置き加ふるに坐役を強課し痛く先非を改悟せしむるを以て屏禁の目的とするの主旨に外らず而して屏禁處罰囚に給與する食量は幾干を以て適當とすやと云ふに余は單刀直入作業相當の食糧を給するを以て正常なりと斷言するに踴躍せざるなり何んとなれば凡そ獄則違犯者を處罰するの要義は其情狀の輕重を審査料定し獄則第四十二條斷定の範圍内に於て處分すへきは素よりなり就中其最も輕きものを屏禁處罰とす而して之に課する坐役は或は人に依りて反つて爲めに寂寥の苦禁を忘れ懲罰の實効を失して薄弱ならしむる憾あり現況に就て効果如何を顧みれば外観上殆んど尋常分房拘禁と致て異なる所なし寧ろ役業の禁を附加するの適當なりとは一般に唱道する所なりとす然れども既に明文の存する以上は今又如何とすへきなし唯之に給與する食量に至りては當路者の問異紛々或は五合食を給するを正常と説くあり或は之を作業に服せざる者と認め四合を給するを可とするものあり抑是等疑義の湧出するは實務家間調停の方法を異にするの徵候としてあるへきなり要するに前者は服役するを以て恩惠的に出て後者は嚴酷に懲戒主義を採るの結果遂に所説に出でしならん之を現行法規に照すも屏禁罰に就き別に食量の規定を設けざるは蓋し本罰の如きは社交的天性に背反し寢間無人の地位に呼吸せしめ此機を利用して美談に改悛の感念を惹起せしめんとする目的にして已に獨居に隔離し作業を課し工錢給與も停止せられるか上尙ほ食量をも減少する如きは苛酷に過ぐるの讒は免るへからざるなり依て役業相當の食量を給する方屏禁其者の性質より見るも將た法規の明文より之を云ふも失當ならざるなり況んや坐作の業に對しても料程

を定め獎勵するに於てをや其服役せざるものと認め四合を給するの
 説に對しては全然同意を表する能ざるなり如何とされれば服役時間坐
 作の役を課すことは動す可らざるの法文なり然るに此一定不動の明文
 を枉げて不該役者を見做すに至ては余置未だ其理由を發見する能は
 されば以上述べたる如く屏禁の處罰は獨居及坐作の役を以て其要件
 と爲すや明なり從て食料の如きは當然役業相當の者を給與すること
 事理に反せず法規に悖らざるの處遇なりと信す乞ふ實務家諸氏よ余
 か淺識を憫み高示を垂れられんとな

● 協會雜誌八十二號南海氏の質疑に答ふ
 山陰 魯夫

抑水問を決せんにば劈頭再入者は四人被告人二者擇一の待遇何を授
 かるかを確めなば劈頭自ら氷解せん夫れ四人にして余罪發露の爲め或
 る合狀を以て拘置監に再入するもの、處遇に付ては夙に當局者間喋
 喋異説紛々或は被告人を以て待つあり四人を以て遇するあり或は取
 扱上便否難易に依り折衷主義を採るありて未だ一定の歸着する所を
 聞知せざるなり今或る者の所説を釋るに抑も再入者とは監獄内の通
 稱にして刑法上一も斯る明文あるを發見せず故に之を待つには縱ひ
 の權減を防護し他又本案事件審理上必要を感じ現に令狀により拘置
 監へ拘禁する上は純然たる被告人の資格を以て遇すること却て事理
 の妥當なるものなりと又乙論者は之と論議相表裏し必竟當該官吏が
 令狀を發する所以のものは審理上便宜に出でたる特別措置にして決
 して純乎たる被告人を以て視るべきものにあらず何んぞなれば令狀
 を受けたるか爲め前刑消滅したるに非ず余罪判決済に非ざる限りは
 終始再入者の名稱を付すべきものに非ずや況んや再入中の日子に刑

對し役業を執らしむるは最も妥當ならざるへし假令身は刑事被告人
 中に在りとも雖も犯情繁雜にして黑白を隔別する一朝夕の比に非ざる
 を以て事實發見の爲め必要なりと認むるに依り一時他の監房を隔絶
 する密室に措き絶て信書に交通を遮斷し親屬故舊等の接見を求むる
 あるも免許せず實に究屈不便不自由を感じしめ痛く非行を懺悔し遂
 に眞實の自由を真心に訴へしめんとするの己むを得ざる手段に出で
 たるものなれば之の者に向て尙役業を課せんか晝夜語るに友なく
 眼中一物の遮るなく拱手天を仰て悶歎無聊に苦みつゝある被監禁者
 は爲めに監中幾分の慰懐を感じ普通拘置監に拘禁するより却て樂土
 に生息するの感情醸發し將に被告事件審理非行上大なる沮害を醸生
 するに至るは理想實際兩ながら矯乎として明かなり依は觀之密室監
 禁者に役業を科するは主旨に悖り尙有害無益なるを以て斷然課役せ
 ざるを是認するものなり知らず問者果して首肯せざるや否乞ふ實見
 の所在は他日紙上に於て會見せん

● 監獄則施行細則第廿條に就て當局者に望む
 一 狂 人

在監人押送の際其送致する貨物は典獄に於て目録を作り其貨物並に
 目録は押送官吏をして保管せしむへし金錢は破綻の憂なき様厳禁し
 之に封印を捺すへしと正條あり
 此正條を解するに在監人の所有品及び金錢は押送の當時と共に押送
 官吏に悉言引渡し之れが保管せしむべしとの意なりとす然るに該條
 の例外に依り在監人移送後金額を郵便爲替にて回送するの例にあり
 余は戒護一吏卒にして金錢上出納のとは更に不知なれども茲に局者
 に向て扱上希望するは該條正文の如く實行せられんとな望む若しも

期に算入するに於てをや故に賞罰其他全然囚人を以て遇すへき事項
 は巨細遺策なく之に課すへきは當然にして若も監内に在て違令犯則
 の行爲あるときは毫末も假借せず相當之を罰し又一面有賞表者に保
 告人を以て待つとせんか違令犯行を認むるも責むるに途なき問ふに
 罰なく單に將來戒諭的に止めざるを得ず遺憾の極まふへし加ふる
 に食物購求及贈與物を受くるべきは彼れ惡漢匪徒の囚人は一時姑息手段
 を施し巧みに官吏を瞞着し許計に陥るの目的を以て虚構の事實を捏
 造し無爲拱手して唯一に苦役を免れ徒に刑期を終了せんと企圖する
 もの、如し然れども一長一短は數の免かれざる所にして一方に偏せ
 るは遂に弊害其間に侵入するありて強ち純然たる被告人を以て遇すへ
 きに非ずされば逆全然之を囚人視するときは作業賞罰等均しく執行
 せざるへからず若し之を以て強行せんにば抑も罰に罰室あり之を執
 行するときは當該官令狀を以て拘置監に拘禁する主旨に悖り又之に
 反して行狀方正痛く改悔の狀顯著なるに於ては或は隨時勸査期に則
 り賞表を與へ得べく而するときは取扱上頗る煩雜を來たし其作業
 に至りても亦均しく強制せざるを得ず彼是對比考量せば單に一方に
 偏倚せず其審理上の景況及檢索の如何紀律保維上如何は番般の狀況
 を斟酌し所謂折衷主義を採り處遇するを以て穩當且事理の宜しきを
 得たるものと信す原來本件の如きは敢て明文の存するに非ざるか故
 に此に當局者の最も留意記念すべき點にして就中折衷主義の内役業
 を科するは敢て層しとせざるなり果して此主義をして眞價あらしめ
 り彼の刑事訴訟法第八十七條に依り密室監禁の言渡を受けたる者に

高額の金額にして例外法を行はれなば在監人發送後直ちに甲所より
 乙所に送付せられんとを切に望む此く局者に向て切望に耐へざる所
 以のものは左に其理由を述ぶ
 茲に實例を上くれば甲監獄署より乙監獄に移送せられし刑事被告人
 あり乙監獄署へ着後二十有餘日を經過するも領置金回送なきが爲め
 に監獄士に對して被告事件の辨護を依頼するの通信をするとを得
 して空しく鉄窓の下に仰吟し日々番卒を相手取り送金否を伺ふと
 屬々なり彼れ亦之れを伺ふは當然にして敢て非に非らず
 被告大事件の爲めに移送せられたるが故に着するや否其地の辨護
 士を問ふて事件の辨護を依頼せんとするは誰人も同感なり然るに之
 れを爲さんとするも金錢の回送なし亦回送を待ては事件落着き故に
 不心得して貴重なる持品の公費を出願して通信料を得る其手段や實
 に憫むへし亦同房者の中上告中の者は右の轍を恐れて滯獄中郵便切
 手の買入を出願するもの往々あり其必要を詰すれば事件破毀せられ
 て他管へ移送せられし曉に領置金回送延着を恐れるが爲めなりと云
 ふにあり
 故に爾後は正條の如く勵行せられん歟若くは發送後直ちに送付せら
 れん歟二者何れが到着せしむるの早くして被告人に利益を得せしむ
 るに切望す

● 刑期起算に就き再び霞堂主人の説を讀む
 在大阪 洋々 散士

散士嘗て本誌第六卷第一號に於て刑期起算方に就き二箇の質疑を爲
 せしに次號に至り霞堂主人の解答を一讀せり而して散士は第二問は
 霞堂主人と同意見なりしも第一問の解答に於ては斷然贊同を表する

能はざりしを以て第三級寄書欄に於て刑期起算の質疑の解答に就て
 之を論せん
 霞堂主人曰く控訴院に於ては原判決を取消し公訴不受理の判決を爲
 したるを以て検事は更に第一審に起訴し遂に重禁錮二月に處せられ
 たり然るに此の時は最初第一審の時より既に五箇月間を拘留監にて
 経過したりと云ふに在れば最初より引續き拘留せられ且前後同一の
 被告事件なることは明瞭なり果して然らば被告人に對しては貴む可
 き過失なく曲は裁判所により而して被告は迷惑にも五ヶ月間拘禁せ
 られたることなれば無論最初より起算して直に放免すべきものなり
 ます其の理由は結局控訴院に於て前判を取消し更に刑の言渡を爲し
 たると同一に看做すにありと論斷せられたり然れども此の論斷は至
 當にあらざる何となれば其の論旨とする處は曲は裁判所によりて被告
 人に責む可き過失なきを以て結局控訴院に於て前判を取消し更に刑
 の言渡を爲したる時と同一に看做すに云ふにあり果して然りとせば
 霞堂主人も既に刑法第五十一條の條文に完全適合せざることと認む
 る處ならん何となれば控訴院に於て前判を取消したる時と同一に看
 做すにあらざるなり看做すに即ち類似の法條を比附援引するものな
 り主人は曰く刑法は嚴格に解す可しとは被告の不利なる場合に限
 り適用すべきものなり蓋し法律解釋の妙用は爰にありと論ぜられた
 り依は幾之主人は法律の不備を補はんが爲め殊更に比附援引の解釋
 を爲せしこと明なり故に此の場合に於ては刑法は嚴格に解釋せざ
 る可からずとの格言を適用せしめて例外法は嚴格に解釋せざる可か
 らずとの格言を適用せんと欲す抑も例外法は民法と雖ども嚴格に解

釋し明文外に解釋するを許さず本問を適用せんとする刑法第五十一
 條第一號は刑期は刑名宣告の日より起算すとの例外法なり例外法な
 る以上は決して明文外のものな本號と同一に看做すこと能はざるや
 明なり本號の明文に曰く犯人自ら上訴して其の上訴正當なるときは
 前判宣告の日より起算すことあり依て之を分析するときは刑期を通算
 するには左の三條件を具備するを要す

- 第一 被告人自ら上訴すること
- 第二 其の上訴は正當なること
- 第三 上訴審の判決にして確定なることを要す

右の三條件具備するに非れば刑期を通算すること能はず然るに本問題
 の事實は果して此の三條件を具備するや否やと云ふに此の條件を具
 備せざること問題の示す處なり本問の場合第一審にて確定判決
 となりしものなり從て一審前に前判決無し彼の最初被告人の上訴正
 當なりしは不起訴の判決に就て上訴正當なりしも起訴後の第一審判
 決に對しては上訴せざるを以て滞獄日数を通算せざることとは大を暗
 るよりも明なり一言を草して霞堂主人の惑を解くと云爾

教誨

● 說教の二要素 眞理人品(中)(承前)

說教家の說教すべき眞理に關し、世人が現時の特質
 と認むる二種の傾向を茲に記載せんと欲す、一は批
 評的傾向にして一は機械的傾向とす、二者共に不可
 なり、批評的傾向とは到處流行する夫の外部より事
 を評し、其關係を論じ、其性質を檢査し、而して自
 身を其力の内に入れざる傾向を謂ふ、何れの時代に
 於ても說教は、或範圍まで、凡ての文學及生活に來
 る所の變化に伴ふものにして、吾人の生活する時代
 は奇妙に批評を好み、批評は單に事物の性質を檢
 査するの愉快を買ふ爲め凡ての事物を粉砕し、勢力
 を研究するも之に従ふ爲に非ずして之を理會せんが
 爲めなり、是れ唯議論を悦ぶ爲めに談ずるのみ、數
 多の說教家中、基督教を天の使命と宣告せず、又基
 督を教主と宣言するとなく、只常に基督教を一問題
 として論議する外爲す所なきが如き者あり、吾人は
 此種の議論を輕視するに非ざれども、之を以て說教

の模範又は理想に非ずと常に感せざるを得ず、是れ
 時勢の必要にも由るべしと雖も使徒時代の大說教家
 の所爲にあらず、又眞正の說教家が常に最も希望せ
 し所の事業にあらず、信仰を釋定し辯護する者は常
 に必要なれども、傳道者が福音を説くより寧ろ信仰
 を釋定辯護するを其眞正の職務と思惟するは教會の
 爲めに不可なり、基督教に就て說教すべき傾向を戒
 め、基督を説くを試みよ、基督教と科學、基督教と
 社會、基督教と政治の關係を論ずるは可なれども、
 基督を人に顯はして之を知らしめ其恩愛に浴せしむ
 るは遙に優れり、太陽を描くヘルシエ、たるは可な
 りと雖も、太陽の火を地球に導くプロメセウスたる
 は更に可なり。

嚮に他の傾向を器械的傾向と名けしが、此傾向は基
 督の福音が元來個人に話すべきものたる事と、其終
 極の目的が衆人の救済に在る事を忘るゝ說教家の
 傾向を謂ふ、先づ人の靈魂に語る時期と、人の靈魂
 が救はれし群衆と共に天國に集まる時期との間に於
 て、福音は多少近接ならざる數多の器械を用ゆ、教
 會は諸般の方畧を以て事を爲し、說教家は之に依て
 運動す、然れども若し說教家が瞬間たりとも教會を

其運動の目的と思惟し、一箇の靈魂を自から獲べき
 褒美として之に着目せずんば、其最高の職務を缺き
 最高の勢力を失ふものとす、故に有効の説教は箇人
 に説くに由ると吾人は益々信するなり、教會のある
 は靈魂の爲めなり、目的の爲めにせずして方法の爲
 に働く傾向は到る處にこれあり、諸君よ、傳道の始
 め先づ左の言を學べ、即ち何等の過失若くは危険も
 全く他人の法式に屬するを以て汝は其弊に陥らざる
 べしと確信すども、何ぞ圖らん汝自身の生活に於る
 或法式中に之と同一の過失若くは危険を再びするの
 確實なるを、されば左に善良の規則を掲げん、汝若
 し他人若くは他教會の過失を見れば心竊に之を汝自身
 と自己の教會とに期せよ、教會にして其器械を目的
 の上に置くの弊に陥らざるもの何處にありや、又傳
 道師にして人の爲め又其貴重なる靈魂の爲めにせず
 して、宗派と其貴重の特質との爲めに説教するの弊
 に陥らざる者は果して何處にありや、乞ふ汝の説教
 をして箇人的ならしめ、又教會に對するも常に箇人
 の爲めに活動し箇人より成立せられし如くなるべ
 し。

説教に於ける第二の原素即ち説教者の人品に就ては
 眞心に依り鋼鐵の如く堅硬となされ又は蠟の如く柔
 軟となされし者あり、假令如何なる變化ありども説
 教者の特質を壓抑するの傾あるや疑なし、是れ小事
 に於ても見るを得べし、説教家の風采の一樣なる用
 語の一樣なる習癖の如し、又大事に於ても見るを得
 べし、古來真理の線内に正統説の一線を劃せんとせ
 し傾向の如し、吾人は聰明且嚴肅に自から此勢に反
 抗せざる可らず、人類に福音を説く爲め人を遣はせ
 し神は各人をして別々に之を説かしめん爲めなり、
 汝は必ず汝自身なるべし、然れども此結果を得ん爲
 め只表面の特質異點のみを養ふ可らず、汝自身の信
 仰と愛とに充ちて始めて眞正の自個たるを得べし、
 深奥なる本質は高尚なれども皮相の本質は賤むべ
 し、曠野に住み、駱駝の毛衣を着、蝗と野蜜を食ひて
 パブテズムのヨハ子と爲るは容易の事なれども、熱
 情を以て絶叫し激語を以て罪惡を叱咤するは全く別
 事なり
 又説教者の人品を考るに就き決して忘る可らざるも
 のあり、即ち他人に於ては珍奇稀有に感ずる言語や
 思想も説教者は常に之に狎れて妙味を覺へざる事是
 なり、此事は吾人が説教者の生涯の感化力を側定せ

論すへきもの數多あれども今左に二三の要點を掲げ
 ん
 第一 人品の原理は各説教者の特質を包括す、夫の
 福音は蒼穹に描く可らず又殆んど人性なき書籍と爲
 すべからずとの考案と等しく、茲に又最も望むべき
 ものは説教者各自の方法を用ひ各自の性質に従て眞
 理を傳ふる事なり、眞理は只一人を通ずるのみなら
 ず、數人を通じて來らざる可らず、若し千篇一律な
 るときは大に人力を失ふべし、萬人をして一樣に考
 へしむる毫も考へしめざるに等し、是れ恰も地球が
 其上に在る諸物體と共に動けば各物皆靜穩に見ゆる
 如し、扱傳道師の事業は嚴肅なるべしとの深き感覺
 は屢々説教者の自由なる特質を抑壓して他説教者の
 特質を學ばしむるに至る、然れども自己の事業を爲
 すに自己の方法を用るは眞心に關する事にして趣味
 に關する事に非ず、眞心全く覺醒せらるゝ時は安り
 に他に從ひ難きと趣味よりも甚し、然るに一身の特
 質を斯る嚴肅の事業に雜ゆるは不可なりと眞心の語
 る爲め、動もすれば最大なる説教家の執りたる方法
 に拘泥せんとするに至る、故に眞心に依り頑固とな
 されし者あり、眞心に依り柔弱となされし者あり、

んとするに當り常に起る所のものなり
 此事實より屢々傳道者を微弱ならしむるとあり若し
 他の職業を執りて偶々説教せば其説確乎として火を
 發するが如き人物も斷へず神聖の事に交通すれば却
 て聖業を鈍くするとあり、其眞理と常に關係するは
 他に眞理を傳る力を減すると恰も常に水の通過する
 管は其渣滓に蓄へて一層多量の水を通過せしむるに
 適せざる如し、而して此外尙は自己の歴史の過大屈
 曲及自誤を生せしむるとあり、されば常に或經驗を
 語りて之に従はんとを他人に勸むる者は其經驗を描
 く力を以て時々之に遭遇せし事を考へざる可らず、
 汝は人に改悔を勸むるも汝は全く悔改の理に押れ爲
 めに汝自身の悔改せざりしことを知ること難し、汝
 は人に忍耐を勸めて自身の短氣を度外に置くことあ
 り、
 此救治法は實に眞理を遠ざくるに非ず、常に眞理に
 親み眞實と熱心を害せずして反て之を助くべき一層
 眞正なる關係なくんばならず、汝他人を神聖に勸む
 ると愈々多ければ汝自身の心に神聖を渴望すると益
 々烈しからん、狎習は輕蔑すべき事又は輕蔑すべき
 人に於る外輕蔑を起さず、汝は狎習の事業より生活

の衝動力、歡喜及神聖の發達を得ざる可らず、若し狎習に依り汝の力を活動開發せず反て之を衰弱せしむるとあらば汝は既に説教家たるを失ふなり、而して是れ總て汝の主人及人民の爲めに務むると汝自身の爲めにすると依て分れ、乙種の勞力は徐々に殺し甲種の勞力は益々生命を與ふべし。

●説教の二要素 眞理人品(下)

是故に眞理トモトモと人品ヒトコトナリとは説教の要素なり、眞理物は確定不動の元素にして、人品は變化成長する元素なり、此二物の合同に依り吾人は福音の説教に於て多様と一様、成長と不動を結合する準備を有す、今汝が説く所の眞理は汝の兄弟が次席に於て、又は地球の對側に在る或傳道地に於て説く所のものに同じ、若しも然らずんば汝は相互に裨益するとなからん、汝は今爲す如く相互に扶助して敵に背を向く可らず然れども汝が眞理を説く所の方法は一樣ならず、各々他人の勸言に聳なる耳をして聽かしめざる可らず汝が今説く所の福音は汝が始めて教師に任せられしとき恐懼と歡喜とを交へたる夫の初説教に説きし福音と同一なり、然れども汝にして始終活動の人間たるも、嘗て自ら悦びし事業を弱齡者に委ねざる可らずと憂るに至る所以なり、之に反し高尚なる例證あり、即ち其人品は時勢の變遷に應じて適切に、其説く所の眞理は神の道に違はざるてふ老人是なり、此老人は青年の未だ使用し得ざる力を有し世は之を歡迎せん、若し老人に非ずんば説教の二要素、即ち永遠眞實なる信仰と現在の生活に敏捷なる同情を起さしむる人品とを與るを得ずと言は、世人は少壯者より寧ろ老人の講壇に登るを喜ばん、若し只其一を有すべしとせば寧ろ後者を探ん、然れども眞實に必用なるは兩元素なり、而して教會の最高傳道者は能く少壯の活氣を維持したる老成の人なり。

説教の目的たる常に其の品格を決定する所の條件を第一とせざる可らず、最終の原因は實に各物の生活を形成するものなり、説教は何の爲めか、之れに答ふるには躊躇するに及ばず、人を救ふ爲めなり、然れども救ひとは何ぞてふ觀念は全く一樣ならず又確定せず、救はるゝとは何ぞてふ觀念の斷へず變更すると共に説教の性質も或は昇降伸縮して常に變化するは説教史に於て吾人の視察し得る所なり、若し救ひを以て今此處の事とせば説教は人の現今の生活

る以上は今日の説教は昔日の説教と同じからざるべし、若し眞理にして變化せば汝の生活は其一致を失ふならん、眞理は變化せざりしも、汝が之を一層充分に理會し、之を受容移轉する能力を一層廣大ならしめたるなり、傳道者の生涯中漸く年を経るに従ひ其説く眞理の不變と進歩とを覺悟するに勝る愉快はあらじ、是れ猶ほ人が己れの身心の發達又は自ら植へし樹木の成長を見て愉快を覺ゆる如し、眞理は常に同じきも益々巨大となるを常とす、思ふに數年前に記したる舊説教の文章は現今持する眞理の意味見解を含むと雖も亦曩日思想の及ばざりしものあるを認むるは傳道者の普通の經驗なり、即ち眞理は常に在りしも人之を占有せざりしなり、眞理は變せざりしも人益々多く之を得るに至りしなり、此に於て眞理が特別なる各時期に關係する力あるを看るべし、即ち年齢を経て此に到るものなり、若し説教者にして當時の人に非ざりせば其精神の同情を感せしむるに足らず、其説教効力なし、彼は眞理のうれ程無力となりしを怪むべきも、うは眞理の失敗せしに非ず他の原因即ち其人品に由るものなり、是れ往々老説教者が自ら勢力の衰へたるを覺へ、自ら尙ほ強壯な

に直訴する者と爲らん、若し救を以て未來遠隔の事とせば説教は死枯して幽微の囁聲と爲り、人の最も苦痛を了解する感覺に訴へて呵責の活畫を描出し、其勢を強からしむるに過ず、若し救はるゝ事を以て罪より救はるに在りとせば説教は無形的とならん、若し救はる事を以て刑罰より救はるに在りとせば説教は裁判的且經濟的とならん、若し救とは社會を高むるなりとせば説教は社會學の講義とならん、汝の當に爲すべき第一事は汝が何の爲めに説教するや、何より人を救はんとするや、を明知するに在り、之に關する確信に由りて汝の傳道師たる資格は全く決定せらるべし、夫の數多の説教の迂遠なるは此問題に對して明白の解答なきと人間の危険の何たるを全く知らざるに歸す。

世は未だ最善の説教を聞かざるなり、若し人間が益々神の眞理を知るに至り、又之を説く人にして益々純潔敬虔となるを得ば、説教の兩原素とも以前より一層完備し、遂に説教が一層完全なる勢力となるの日あらざる可らず、然れども此一層善良なる説教は突然一躍の感動よりして來る可らず、現今の説教が過去の説教より來る如く將に來らんとする説教は今

問 答

在る所の説教より来るべし、若し吾人可及的正直、明達、神聖を以て説教せば今日の利益を爲すのみならず、假令記録せられずとも、或現實なる方法を以て、吾人が切愛する事業の將來の勝利を助くべし。

問 答

●在監人の衣服費計算法に付府縣に於て或は區々に涉るの感あり
右は如何なる算出法を適當なりとすへきや
岡山蛙池生

事由

在監人衣服費計算法假令は衣服各種の保存期中着用日數(三ヶ年保存期のものにして一ヶ年内九十日)を以て調製價格を除したる一日分と尙其間付隨する洗濯費を度數に照して積算し之を平均して一日分を算出したるものとを合せたるもの即ち着用の季節に應し夫々算定するあり洗濯費は算入せざるあり又毎年度の豫算決定額を着用季節に大別し而して其間

由なし其全軀に於て既に紙屑として買求めしものは自己の所有物中より發見せしものなり此場合に警察へ届くるを要せず直ちに自己の所得とするを得るなり本問は之と同一なり敢て疑を存せざるなり

●全號東洋居士の質義に答ふ

長野

溪 洲

本問は五合を給するを正當とす論者は屏禁處罰の坐作業は處罰組織の一にして作業にあらざと論するも讀て字の如く坐作の作業なり之を科する目的は處罰の一要素とするも現實作業なり既に作業なる以上は動作時限之れか督勵をなし科程を了せしめざる可らず如斯強制就役せしむる以上は其勞動に相當の食を給せざるへからず茲に於て輕き役業に服する五合乃至六合の内にて五合を給する何の疑ふ處あらん否却て給せざるへからず論者に一步を假し之れに五合を給するを要せずとせば役場に於て常坐の草履草鞋等を造るものにも四合にて足れりと云ふ之れ大なる誤りなり屏禁罰は減食の罰にあらす晝夜他の監房又は役場と隔絶獨居せしめ坐作の業を課するにあり何る役業に就かざるものと見做すを得んや論者又云ふ

四十六

の延人員を以て除し一日の衣費を平均して定むるあり或は監獄則第五十八條雜具の種目中帶褲の二種は衣費に加へ算定する等其他區々に亘り均一ならざるやに聞く依て爰に本問を提出す江湖の謠彦幸に明教を吝む勿れ

●監獄雜誌第六卷第三號旭外生の質義に答ふ

長野

溪 洲

作業請負者の持込みし紙屑中より發見したる金銀貨物は直ちに雇主に交付すへき乎將た得遺失物取扱條例により警察署へ送付すへき乎と云ふにあり本問の如き場合には直ちに雇主に交付すへき者とす如何となれば其金銀貨物は何人の所有なる乎判然せず現に雇主の所有たる物中より發見せしものなり紙屑と金銀貨物とは異物とは雖も紙屑の賣買の如きは精査の上授受すへきものにあらす齊しく紙屑と見做したるものなり其中より不斗も貨物の發見したるは紙屑所有主の幸福なり萬一本答に疑ありとせんか或者諸方より紙屑を買求め自宅にて撰査せしに不斗紙幣を發見したる場合ありとせんか其紙幣は何方より買求め紙屑にありしか判然せず之れを賣渡者に返付するに

萬一屏禁を無定役因に課せるときは之れに五合を給せざるへからずと元より當然なり無定役因と雖も作業に就くときは之れに相當の食を給する本然のことなり工錢を給せざるの故を以て作業にあらすと云ふか受刑百日未滿は作業に就くも工錢を給せず之れをしも作業にあらすと云ふか之れ大なる誤りなり何れより見るも四合を正當とする理を發見する能はず

●旭外生の質問に答ふ

宇都宮

孤 立

居 士

甲説に曰く茲に請負作業に依て傭主より監署に持込みたる紙屑の内より發見したる金銀貨物は物主の誰たるやは判明せずと雖も此被發見物は取りも直さず傭主の所有たる紙屑より偶然に發見したるものなれば其儘監署は直接に傭主に交付するを以て正當とす
乙説に曰く該被發見物は遺失物取扱條例に依り埋藏物の發見と同視し書面を添へ警察へ送致すへきものとす
甲乙兩説何れが法理上正當なるや
斯る重大なる問題に對し理非を試むるか如きは心

問 答

四十七

密かに愧つる所なれども古人の言に聞くは一時の愧ち聞されは一生の愧と申せしを後盾として容喙する所以なり孤立居士答て曰く乙説稍法理に適ふ今左に其理由を開陳せん去りなから稍と云ふ字を用ひしは(同視し)と云ふ三字を了解すると能はざる爲めなり依て遺失物論者なきに非ざれば充分辨駁して而して後に埋藏物の理由を陳述するか順序なる様考へらるゝなれども埋藏物の理由を陳述するにより自然に遺失物論の非なると判明なるを以て辨駁の勞を取らず直ちに埋藏物の法理を陳述して乙説を賛ぐる所以なり請ふ讀者諸君之を諒せよ

埋藏物とは何うや眞の所有者の知れざる物か其性質に反し動産又は不動産物中に埋れ又は隠没し在るを云ふ之を詳言すれば物か現存すへからざる處に自然に生るに非ず人爲的に隠没し何人にか所屬すへき物なるも未だ其誰たるとの判然たらざる物を謂ふ故に埋藏として處分するを得るには必ず二個の條件を具備せざるへからず即ち左の如し

第一發見物の埋れ又は隠没したると

第二眞の所有者の分明ならざると

第一條件發見物の埋れ又は隠没したると此の如き條

す法語に曰く正權原且善意にて有体動産物の古有を取得する者は即時に時効の利益を得と故に埋藏物發見者は所謂の瞬間の時効にて之を得るものなり(四徒の器械たるとは辨明する必要なしと考ふ)依之觀是法理上警察署へ届出へき理由なきものとす乍然日本刑法第三百八十六條の不完全なる明文により乙説に左袒する所以なり請ふ江湖の諸賢垂教を吝む勿れ

●特赦の裁可せられて未だ本人に達せられざる間に於て本人脱監逃走したるときは逃走罪成立するや否

宇都宮 弧 立 居 士

決定逃走罪成立せず無罪なり

今左に其理由を陳述せん本問を決するには即ち特赦は何れの日よりして効を生ずるや即ち特赦ありたる日より其効を生ずるや將た特赦の本犯に達せられたる日より其効を生ずるやと云ふ事を決せば一目瞭然たるなり吾人は斷言す特赦の日より其効を生ずるとせず其理由は本是れ本人の承諾を要するものにあらず已に本人の承諾を要せざるものなれば本人の知得を待つ必要なければなり且つ夫れ特赦は勅言にあらす

件の存する以上は若し其發見物か埋れ又は隠没せずして地上に在るか或は水面に漂流するか或は家宅内に遺置せられたるときは是れ漂流物又は遺失物なるへきも決して埋藏物と云ふへきものに非ず故に目して埋藏物となすへきものは容易く人の眼目に觸れざる所に於て人爲的に埋れ又は隠るゝとを必要とす敢て必しも其の埋れたるを要せず故に外物例へは屋根又は牆壁樹林中に隠れたるを以て足りとす况んや紙屑中に於てをや然れども彼の金石鑽若くは石炭の如きは土坑中に埋隠せるものなりと雖も之れ人爲的に非ずして自然的なるを以て埋藏物と爲す能はず何となれば明治六年七月廿日第二百五十九號布告日本坑法に依つて之を處分せり畢竟するに埋れ又は隠したる所の物は埋藏物を以て處分すへきものなりと雖も礦物に至りては此の法理を適用すへきものにあらざるなり

第二條件眞の所有者の知れざると

此の條件に依つて埋藏物の發見者は其發見物を自己の所有とするは一の先占權なりとす然れども眞の所有者顯出して其の發見物を恢復せんには證書又は證人其他定法に依り以て其の憑據を舉せざるへから

や帝國憲法第十六條に曰く天皇は大赦特赦減刑及復權を命すと謂ふ畏れ多くも天皇の御勅言にして出づるの日直ちに其の効を生ぜずして本人の知得を待つと云ふは豈大怪事にあらざるや論言汗の如し一たび出づれば則ち復た回すべからず而して勅言出づるの日直ちに其効を生ぜずと云ふは乃ち勅言を輕視するなからんや或人吾人を難して言ふ本犯に特赦ありたる旨を知らしむるは必要の事に屬す嗚呼此説に従へば里程の遠近に依て其効を生ずと云はざるを得ず實に奇怪に堪へざる次第なり依て茲に一例を擧げて前説の非なる點を辨駁に供せん爰に甲乙夫婦あり丙子を殺せり依て甲乙夫婦は徒刑に處せられたり甲夫は監獄則に従ひ北海道に服役せり乙婦は東京に於て服役せらる何れも獄則を謹守し悔過遷善により同時に特赦の勅言あり乙婦は里程近き爲め當日特赦放免せられ甲夫は三日目に脱監逃走せり之れ乙婦は衣食住自由自在なり然るに甲は逃走罪成立すと云はし實に前後撞着の説と謂ふへし(最も甲夫の余罪殘刑を執行するや否は別問題なり)斯る不當の説に従ふと能はざる所以なり若し充分の理由あらば聞んと欲するなり故に決定の通り逃走罪成立せず豈に無罪とな

すに憚らんや請ふ江湖の諸賢垂教を吝む勿れ

● 釋放と放免との區別

松江 松翠居士

貴社雜誌問答欄内に梧葉生より釋放と放免との區別に付質問あり依つて左に予輩の意見を述べ
放免とは刑事訴訟法第六十五條第一項より第六項までの場合を云ひ釋放とは放免と異なりて罪の問ふへきあるも至つて輕さか故に法律上其自由を停止することを許さるるに因り拘留を解くを云ふなり刑事訴訟法第六十六條及第六十七條第二項を参照すれば明瞭すへし

● 旭外生の質問に答ふ

同人

旭外生は請負業に依つて傭主より監署に持込みたる紙屑の内より發見したる金銀貨物は誰の所有に歸すへきものなるや甲乙二説を擧て質問せられたれば予輩は之に答んとす
予輩は甲説を以て正當と信するなり何となれば此發見物は傭主の所有權ある紙屑中より出てたるものなる

る監房に獨居せしめ人は實際の動物なるにも拘はらず談話は勿論他人の目に觸れぬ所にして寂寥を起さしむるものなれば強ち食量の多少を論すへきものあらすと信す食量を減して懲らすの目的なれば初めより減食の罰に處するに若かさるなり
乙説は現在作業に服する者を服せざるものと認め四合食を與ふるの説なれども是れ實に誤解の説なりと信す作業を爲さしむるは罰役として之を爲さしむるものなれば工錢なきなり而して食量を多くして屏禁罰に處するは分房的拘禁の者たるに過ぎず是れ甚た謂はれなきとなり屏禁に處せらるる者は第一に身分帳を汚して假出獄其の他賞表を受くるの途を絶ち(實際賞表を受くるの途を絶たす)作業をなして工錢を受くるを得ず他人の眼に觸るゝとなく又た談話するとなく入浴をなさしめざる等随分困難すへき條件少からず然るに之を分房監と全一に論するは其當を得ざるなり予輩は異説なるやも知らされども屏禁の目的は食量の多少にあらずして寂寥を感せしむるにありと信するなり故に食量は獄則第廿八條に則り第一項第二項に依り五合乃至八合即ち作業の強弱により給與すへきものと信す而しなから又其作業たる罰役とし

れは監署は無論傭主に交付すへきものなり之を遺失物取扱規則に依り埋藏物の發見と同視するは何等の道理に據りしものか予輩のか解釋に苦しむなり
遺失物取扱規則を按するに遺失物とは自ら其遺失することを覺らず及び其所在の明かならざるものを云ふとあり本問題に現に傭主の所有權ある紙屑中より偶然發見したるものなれば遺失物を以て論せんとするは大に正鵠を誤りしものと謂はざるを得ざるなり

● 東洋居士の質問に答ふ

同人

居士は屏禁處罰者に給與すへき食糧に付甲乙二説を列擧して質問せらるる予や淺學深く監獄則を研究せずと雖も甲乙兩説とも誤謬あるものと信するより之を駁撃し然して後予輩の説を述べん
甲説は五合の食糧を給與するを以て當然なりと云はれたれども苟くも監獄則第廿八條第二項に據るへきものとするれば必らずしも五合には限らず六合をも給すへき筈なり何となれば第二項には作業に服する者には五合乃至六合と明記しあればなり元來屏禁なるものゝ目的は晝夜他の監房又は役場と隔絶した

て之を課するものなれば工錢を與へざるなり

通信

● 叙任及辭令

廣島縣

兵庫大阪和歌山の三縣へ出張を命ず

廣島縣 監獄書記 深堀 太吉

福岡佐賀熊本の三縣及び三池集治監へ出張を命ず

全 河崎策五郎

滋賀岐阜三重の三縣へ出張を命ず

全 春村 鎮平

香川愛媛大分の三縣へ出張を命ず

全 看守長 大島 房吉

藥劑手兼務を命ず 月給拾壹圓給與

全 監獄醫 上信 逸貞

各通 全 片山 帶雲

全 手島 太郎

依願監獄醫を免す 白川 一喜

各通 足立 次郎

獄務書一、是れ監獄則施行上の精神にして獄務の改良整理を促す所以なり近時續々各所に於て典獄聯合會の開設せらるゝも蓋し之か目的を達せんとするに外ならざるべし獄務書一、是れ吏員の配置を均ふし或は冗員を法し或は不足を補ふの標的となり看守押丁に女監取締に其設置程度を實行し又上等司獄官吏の人員を規定する上に密接の關係を有し須臾も等閑に附し難き要件なりとす然るに獄務萬端且土地の状況に因りては中には書一を期すること能はざるものあるへしと雖獄務書一は實に事務員の設置上に最も密接の關係を有するものなり彼諸帖簿諸書類は各地區々にして或は繁密に渉り或は簡略に失するものあり是れ最も吏員の設置上に影響す獄務の書一を期せんと欲せば先づ此諸帖簿諸書類の種類製式を一定し之を制定頒布するを要す吾人は之が制定頒布を其筋に向て請求し一面には典獄聯合會に於ても協議を盡されんこと敢て切望の至に堪へざるなり

●看守教習科目に就て

看守の教習に就ては内務省の訓令あるを以て各地之を實施すと雖其教習方法并に教習科目に至ては未だ一定せざるが如し蓋し其標準なきに因るなるべし抑

なしとせず甚たしきに至りては一時多數の同患者を出すも病因の何れに在るかを研究せず言を換へて之れを云はゞ之を撲滅剿絶することを務めず日常唯普通の治療を爲すに止まり敢て他を顧みざる者あるやに傳聞す是れ或は事實に背くの醜言なるへしと雖も萬一にも此の如き事實ありとせば監獄醫務は到底舉行すること能はざるべし兎に角監獄醫務の奮はざるは獄制上の一欠點なり監獄醫務氏は奮て事に當り熱心以て事に従ひ大に監獄醫務の改良發達を期せられ且此誣言冤枉を雪かれよ吾人は言を好むに非されども希望を述ぶること爾り

●監獄教誨は儀式的なる勿れ

監獄の教誨は戒誨、醫務、と三鼎立の者にして共に改良發達の實績を収めざるへからず然るに實況は之れに反し多くは儀式的に流れ名ありて實なきか如し、夫れ行刑の目的は犯罪防制にあり犯罪の防制は自制克己の念慮を生せしめ以て再び罪畔に觸れざらしむるにあり、教誨は則ち慈母の愛、戒誨は則ち父兄の嚴、愛以て之れを育し嚴以て之れを督し慈嚴相待て其効を收むるものにして慈嚴何れを欠くも撫育の目的を達すること能はざると一般、若し教誨にして儀

々看守は戒護機關中最も必要の機關にして之を人身に譬ふれば手足とも云ふべきものなり手足働きを失せば如何に頭腦は健全なるも如何に身體は壯健なるも決して完全の人とは爲し難し否、完全の働きは爲し得難きなり故に手足の健全を要するは言を俟たざるなり是を以て看守の養成は獄務の改良進歩を圖る上に須臾も欠くへからざるや勿論なり故に之が養成方不完全ならんか折角の目的も貫達することを得ざるへし是れ看守教習法を設けられたる所以なるへし然るに各地に於て教習方并に教習科目を異にするは甚だ然るへからず宜しく速かに之か方法を一定し且教習科目を一定せられんこと今日の一急務なりと信認す敢て希望を述ぶること爾り

●監獄醫務に就て

監獄醫務は獄制上最も研究且改良發達を要すへきものたるは言を俟たざる義なれども今日の現況より觀察せば未だ彼岸に達せざるものあるか如し蓋し監獄醫務の消長は監獄醫諸氏の伎倆と其熱心の度合如何とに存在す、監獄醫諸氏の任夫れ重且大なり然るに監獄醫務は只在監人の診察治療を爲せば足れりとなし監獄衛生の全脈に思念せずして其大本を誤るもの

式的に流れて其責を塞くのみ止るときは猶は慈母の愛なくして父兄の嚴のみに托するがごとし教誨は實に獄制上至重至要の一具なりとす吾人は教誨の進否を以て獄制上の進否を卜知するに足ると云ふを憚らざるなり而して教誨の種類は臨房教誨、分類教誨、總囚教誨、特別教誨等種々あるも要するに其効果は教誨の種類に存するよりは寧ろ其人の懇切熱心なる否とに因る而かも教誨の至難なるは皆人の認むる所只一場の儀式的教誨にて効果の顯はるへきものたらざるは吾人の言を俟たざるなり教誨師諸氏は自己の責任の重大なるを覺知し以て熱心と赤心とを他の腹中に置くことを務むへし吾人は獄事の爲め切望の至りに堪へざるなり教誨師諸氏夫れ勉旃

●典獄聯合會

九州諸縣典獄聯合會は鹿兒島縣に開かれ東北地方典獄聯合會は静岡縣に於て開かれ關西地方典獄聯合會は來る七月一日より富山縣に於て開設せらるゝ由各聯合會に於て協議せらるゝ事柄は總て獄務の一定を促し其改良整理を裨補すへきは勿論なるへしと雖或部域丈一定を期するに止まり全國一般の均一は期し得難かるへきにより此上は全國典獄を主務省に召集

して大に獄治上の改良方按を熟議せしめられんと最も緊切の要件なるへしと信認す識者以て如何と爲す

●從軍者の犯罪管轄に就て

外征に従軍したる軍夫其他にして犯罪の爲め軍若くは師團の軍法會議に於て禁錮以上の所断を受けたるものは目下廣島縣監獄に於て拘禁執行しつゝありしも退ては其所屬地方を規定せらるべきやの噂ありしに愈、本月十五日付を以て内務大臣より左の訓令を發せられたり

軍、軍法會議の處断を受け地方監獄に拘禁せらるべき者に在つては軍籍又は所屬部隊なるものは其屬する軍衛又は部隊所在の監獄の所屬とし軍籍又は所屬部隊なきものは該囚住居地の地方監獄、現在の住居地なきものは最終の住居地々方監獄に屬する儀と心得へし

又同時に警保局長より左の意味を以て一般、通牒を發せられたり

軍、軍法會議の所断を受けたる囚人拘禁方に付ては今般訓令相成候處戰地に在る師團混成旅團の軍法會議に於て處断せられたる者は客年二月内務省

●巡查看守勤續休暇に就て

内務省訓令巡查看守休暇細則に依れば巡查看守にして五年以上勤續のものは一週間に十年以上勤續の者は二週間に内休暇を與ふるを得べきこととなれり然るに軍に十年以上とのみありて十五年以上又或は二十年以上勤續の者に對しては別段加與すべしとの規定なきより疑を抱かるゝ向なきにあらざるか如し然れども是れ實に稀有の事實にして巡查看守にして十五年二十年と引續き勤續するか如き者は萬是れなかるべしと雖も若し以上疑問の如き勤續者ありたる場合と雖も開は悉く十年以上勤續の者と看做し二週間に内の休暇を與ふるを以て足れりとするとの訓令の旨意なるやに漏れ聞けり敢て當局者に告ぐ

●外國人の食料に就て

拘禁の外國人に給與すべき食物の件に就ては近來洋食を與ふべしと云ひ又は與ふに及ばず普通在監人と同様の食物にて可なりとの兩説あるか如し然りと雖も彼の諸外國領事の囑托に依て拘禁するものに在つては其費用は囑托領事の負擔に歸すること勿論にして斯は素より論なしと雖も我法權の下に支配せらるべき無條約國人及び無籍外國人等に對しては予輩斷

訓令第七號に依り内地に在る該師管軍法會議の所在地々方監獄に拘禁すべきものに有之候云々

●舊式囚人身分帳簿に就て

囚人身分帳は既に各府縣とも新式に依り執行せられつゝあるも訓令發布以前に係る分は尙舊式の儘行はれある府縣多きか如し右は訓令の主旨にあらざるへし願くは此際既往に溯り總て新式に改められんことを希望の至りに堪へず

●警保局員の消息

内務書記官有松英義氏は今回兵庫岡山鳥取島根石川福井富山各縣巡視として印南内務局を隨へ出發せられ亦坪井課僚は愛知縣へ木名瀬課僚は三池集治監へ前後取調用務を以て出張柿木原課長は静岡縣開催の東北地方典獄聯合會臨席として派出せられたり因に云ふ典獄聯合會へは特に其筋より臨席せられざるやの風聞ありしを以て論說欄内に於て聊か戒飭する所ありしか其後模様一變し終に同課長の臨席を見るに至れり余輩は切に聯合會に重きを置き實際に其利益を收めんことを希望して止まず故に上司よりの臨席を見て大に其心を強ふると同時に會同諸君か此際一層の熱情を注かれんとを希望するは敢て婆心に非ざるを信す

して通常食物を與へ別に洋食を與ふるに足らざるへきを信せり、然れども或る他の事情の爲め典獄に於て必要とする場合に限り彼の所謂典獄の苦心を以て適宜粗惡なる洋食を與ふることは強て主務省の否む所にあらざるやに仄かに傳聞せり、去れば其食量の如きも作業の種類のみ依るに及ばずして体格及習慣に依り増加したる食量を與ふることあるべしとのこと併し此場合に在つては監獄醫の證明あるを要すること勿論なりとす

●行狀表中貯蓄工錢の解

身分帳付屬の行狀表中貯蓄工錢の記入方に付き誤解せらるゝ向あるやに想像せらるる假令は其期毎の貯蓄工錢を揚げずして第一期以下の分を累計し掲載せらるゝ地方も現に之れあるとの事果して然りとせば斯は當局者の注意を要すべき點にして本行狀表中第一期又は第二期とある欄内には其期中に生出したる出來事を掲記するに止まり決して相交又するか如きことなきを要す然れば獨り貯蓄工錢に限り累計を記入するか如きは最も誤解の甚たしものと云ふべし當局者幸に留意せられて可なり

●監獄醫自宅開業の儀に就て

官吏服務紀律第十一條に依れば凡る官吏たるものは總て本屬長官の許可を得るにあらざれば商業を營むことを得ざるは勿論にして許否の權は本屬長官の職權内に屬すること素より論を俟たざる所なり茲に監獄醫にして自宅にて開業せんことを願出づるものあるときは之を許可すべきや將た許可すへからざるの儀に付疑議あるか如し然れども、予輩を以て之を見れば勿論獨立の職業に關する營業として之を許可するに何等の差支なきを信するものなり加之ならず醫師とし云へば救民濟世の技術に屬し地方邊陲に在つては今尙ほ現に醫師に不足を告ぐる今日なれば公暇の許す限り職務を曠廢せざる以上は之か開業を許すは勿論進んで地方良民の爲め之を勸奨するの方針を取りて可なるか如し、若し反對に之を許可すべからずとせんか名醫扁鵲の善く監獄醫の俸給にのみ甘んし其職務に盡瘁するものを得んこと實に難事と云ふへし故に是等は素より疑ひもなく許可するの方針を採るに躊躇するを要せざるべし

●看守巡查給助金支給方に就て

看守巡查給助例に依れば俸給を受くる官職に就きたる者は其時間給助を停止すべきこととなり、然る

度第一回の押送は是又宮城集治監より既に押發せられたるも第二回日の發遣は愈々東京集治監より二百五十名本月下旬を以て北海道釧路分監へ押發せらるべきこととなり東京より陸路青森迄運車に依り青森より乗船直に釧路に向ふべき筈なるやに聞けり

●監獄衛生

人事戰爭の跡は病毒戰爭の起るは古より歴史に徴して明かなる所にして既に本年も最早虎列刺病の門司宇品を初め九州四國中國等に散發したる事なれば監獄に於ても十分注意を施こし病毒の監獄内に入るを防制せざる可からず監獄醫は今よりして意を茲に致し其責務の在る所を盡すこと最も肝要ならめ固より是れは言ふ迄もなきことなれども時節柄故老婆心に序じ置きぬ

●報告例の必要

福島其他二三の監獄に於ては既に監獄報を發行せらるゝ由なれども之れは費用の點に於て困難甚からざるを以て各地方皆之を施行するとは難きとなれども監獄改良の急務なる今日に在て改良其他の出來事を報するの途なきは最も不可なるを以て第一に本支署の間に於ける報告例を定め支署より本署に報告する

に其時間とは官職にある時間を指したること素より論なしと雖も拜命の日は官職に就きたる時間として即日之か給助を停止するを以て正當なるか如しと雖も一面俸給支給規則に依れば俸給日割支給は拜命の翌日よりとし拜命の日は總て支給せられざること、なれるにも拘はらず拜命の即日一方に於て給助金を停止するものとせば拜命當日即ち官職に就きたる日は双方支給を受くる能はざること、なし穩當ならざるやの議論あるより結局拜命の當日は一面直に給助を停止するは勿論なりと雖も停止の日は尙ほ日割支給すべきものとし又之か反對に辭職の日は當然俸給を受くべきものなれば給助金の支給は辭職の翌日即ち解停の翌日より支給すべきものと内定せられたるやに漏れ聞きぬ素より將に然るべきなり

●北海道へ囚人移送の儀に付

徒刑以上の囚人の内北海道に發遣せられたるものにして翌年滿期放免すべき囚人は其年度限り内地集治監へ送還すべきこと、決せられ此年度に於て放免せらるべき囚人を前月既に宮城集治監へ送還せられたることは前號の誌上に於て之を掲載したり而して之れか補充として内地より新たに發遣せらるべき本年

は勿論本署よりも亦支署に通告し本支署の間互に聯絡を通し假令數箇に別るゝと雖も恰も一箇の如く其事情を明かにし律紀を一定し在監人を待遇する上に於て寬嚴其度を異にする等のとなく行刑の目的を達せんとを圖るは蓋し目下の急務なるへし故に速に其本支署相互の間に於ける報告例を設けて全國等しく之を實行し漸次進て監獄報を發行し監獄社會の人にあらすど雖も監獄の改良に與て力ありと認むる者に之を配付せられんとを希望す

●階級法の運命

一時噴々たりし階級法談も今は全く幽靈の如く立消へしか爾來何の音沙汰もなく戰爭の聲の中に埋もれたるが終に永久埋没し去りたるか唯しは復活の餘燼尙殘存しあるや是れ吾人の聞かんと欲する所なり或は謂ふ訓令として發表の期あるべしと我輩は實に一日も早く發布を見んこと切望に堪へざるなり此談は既に一昨年より吾人に傳へられたるものなるが今尙斯る運命の中にあるが如き思ふに監獄は緊急事業に非ざるが故後廻となりたるなれ既に事變も局を結びたる今日なれば是れより其手運びに至るならん歟

●戦後の監獄

今や日清間平和に歸し百萬の貔貅營を并べて歸り千萬の征夫鄉雲を望むで歸去來を歌ふの日幾句を経ざるならむ心もとなき人夫從僕兕丁等は意既に驕り不慮に獲得したる費を散すること塵の如く一時の快を貪らん事をのみ計り果ては監獄の厄介となる者随分多からん監獄當局者に於ても亦行刑の摯實を一層鞏固になし天晴陸海軍の威武に副ふ丈の監獄として歐米各國を驚嘆せしむるこゝ望まされ一般に歐米人は我邦を評して公共の慈善心に乏しき任俠國なりと云へり任俠は固より私の許す所公共の慈善心に乏しきの副詞を附けたるこゝ遺憾至極なれされど公平に云へば或は至評ならん歟出獄人保護貧民保護幼者保護等の道尙未だ全く開けざるが如き如何にも口惜しき限りならむ我輩は君子國として一日も早く此平和の戦争に在ての負傷者を救護するの道を立てられんこと江湖の博愛諸氏に望むや極めて切なり云々と某元老は語りぬ予輩之れに同情を表すること深し矣何れの時にか、かゝる好運に遭遇すべき一に有志諸氏の熟考を俟たむ

●監獄吏員の住處に就く

元來監獄署は非常事變に際して之を處するの準備方

法等は云ふ迄もなく夫れ、完全なる規則の設けあるべきことは勿論の次第なるべきが茲に尙ほ一の注意を要すべきは監獄吏の住處是れなり蓋し獄吏の四方に散在し居るは事情止むを得ざることもあらんか左りとて肝腎の監獄署より一里餘も隔りたる場所に住居のものも現に當監獄に於ても少きにあらざれば此等の獄吏の何時如何なる變事の署内に起るや知るべからず若し假りに筒様の變事起るものとせば遠隔の場處に住居する獄吏等は如何にして此の急場に處せんとするか尤も晝間は何れも出勤し居ることゝて敢て這般に就て杞憂を抱かずとの事なれども夜間若し何等かの變事例せば多數の破獄者とか火災とかの起りて單に詰合の吏員のみにて手に合はざるが如きあらば大の不都合なるべし左れば獄吏は如何なる事情のあるにもせよ必ず監獄付近に住居の事と致したきものなり現に往年藤原典獄在任の際には此事を勵行したることもあり今後も斯くあらまほしと牖戸網繆生なる人の投書(岩手公報)

○教誨叢書第四十輯目錄

明治廿八年四月分 定價金四錢 郵稅五厘 同情會

教誨

如何に良友を獲るか 在米 留岡 幸助

冬宵漫錄

困難 幸福惠の日 満足 在米 薇峯 樵夫

傳記

人類教育大家ベスタロジ(元)雲 外生

溫故知新

博愛事業 初等教育方法 天福堂主人

勸話

世界一週の日數 絶大の心配 古代寫本聖書 古代寫本聖書 行燈 椅子 全世界の鉄道線路

電氣郵便車 北海のイソプ 黄金の卵の話

善牧者 眞勇 我ら亡びんとす 静 脩

清露 書籍案内 濃 川 生

明治近思錄 勤儉 天福堂主人

○教誨叢書第四十一輯目錄

明治廿八年五月分 定價金四錢 郵稅五厘 在米 留岡 幸助

教誨

春駒の心を警しめよ 樺戸 水崎 基一

傳記

記 赤穂義士銘々傳 大石主税 天福堂主人

溫故知新

手紙 新原素アルゴン 天福堂主人

四言教

或問 南海逸士

勸話

北海のイソプ た、は、生

眞言徳量 友の益 家を引く話 渡邊望岡

見棄しと思ひし母 子を守ぬる父 死後向子を思ふ父 愛の愛 小善 大善 子か待つ母 冥福ははれて平和を得

冥福ははれて平和を得 アフリカ土人の母 濃 川 生

明治近思錄 紀律 天福堂主人

會 告

●本會雜誌代金取經主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラシムヲ希望ス

○本誌定價並廣告料

壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)
 前金五錢五厘 (全上)

- 監獄雜誌
- 全署內五名以上購讀ノ向ハ
- 一府縣內數百名協議購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ク
- 又一署內十名以上ノ雜誌代金ヲ取經ノ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉兌等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス
- 廣告料 一行一回分 金十錢

○雜 則

- 監獄雜誌ヲ注文セラル、キハ住所姓名(官衙ニ奉職セラル、)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ
- 雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取經主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ
- 右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶封(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス
- 雜誌代金ヲ送付セラル、キハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ
- 通運便ニ付セラル、キハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、キハ五厘切手一割増タルヘシ
- 本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ
- 本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ 出版主任 磯 村 貞

明治廿八年五月三十日發行

發行人兼編輯人

發行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戸 警察監獄學會
 支會所 東京市四ツ谷區荒木町廿七番地 警察監獄學會
 印刷所 東京市芝區芝宮本町二十九番地 共益商社印刷部

(明治二十七年二月廿六日遞信省認可)